

平成 2 2 年

第 6 回美濃市議会定例会会議録

平成 2 2 年 9 月 7 日 開会

平成 2 2 年 9 月 2 7 日 閉会

美 濃 市 議 会

平成22年第6回美濃市議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月7日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長あいさつ	3
開会・開議の宣告	4
諸般の報告及び行政諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
議案の説明	
認第1号(副市長 加納和喜君)	5
認第2号・認第3号・認第4号・認第8号・認第9号・議第46号・議第49号 (民生部長 梅村 健君)	8
休憩	14
再開	14
認第5号・認第6号・認第7号・認第11号・議第47号・議第48号・議第52号 議第53号(建設部長 丸茂 勝君)	15
認第10号(美濃病院事務局長 西部繁雄君)	20
議第45号・議第50号(総務部長 平林 泉君)	23
議第51号(教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君)	25
議案の上程	26
議案の説明	
議第54号(市長 石川道政君)	26
質疑	27
委員会付託省略(議第54号)	27
討論	27
議案の採決	27
休会期間の決定	27
散会の宣告	27
会議録署名議員	28

第 2 号 (9月16日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	29
出席議員	29
欠席議員	30
説明のため出席した者	30
職務のため出席した事務局職員	30
開議の宣告	31
会議録署名議員の指名	31
認第1号から議第53号までと市政に対する一般質問	
1 児山廣茂議員	31
1. 地域ふれあいセンターの運営状況と、新たな活動など具体的な内容について 平林総務部長答弁	32
2 野倉和郎議員	32
1. 「道の駅 美濃にわか茶屋」駅長の退職にかかる労働審判の経緯について 宮西産業振興部長答弁	33
3 武井牧男議員	34
1. 防災ラジオについて	
① 独居老人、高齢世帯の設置状況の確認について	
② 今後、美濃市に転入される方など、新たな世帯等への対応について	
2. 同報無線の難聴地域対策について	
① 保守点検について	
② 難聴地域に対する今後の対応について	
3. AEDについて	
4. 学校の暑さ対策について	
① 学習できる環境づくりについて	
② クーラーの設置について	
③ 緑のカーテンについて	
④ グラウンドの芝生化について	
5. サイクルシティー構想について	
① サイクリングモニター事業の今日までの経過と今後の対応について	
② サイクリングモニター事業を推進する上で職員の取組みについて	
平林総務部長答弁	37
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	39
梅村民生部長答弁	40
再 武井牧男議員	41

休憩	42
再開	42
4 塚田歳春議員	42
1. (仮称)池尻・笠神工業団地の進捗状況について	
2. 岐阜バス「高美線」の昼間の運行便数が減らされたが、その対応策としてスクールバスの活用ができないか	
3. 有害鳥獣対策について	
① これまでの被害額はどれくらいか	
② 駆除の現状はどのようか	
③ 総合的な対策について	
宮西産業振興部長答弁	45
平林総務部長答弁	48
再 塚田歳春議員	48
5 古田 豊議員	50
1. ユネスコの無形文化遺産に「本美濃紙」はなぜ登録されなかったのか	
2. 家族が崩壊したり、公園などで生活されている人に対しては適切な指導がされているのか	
3. 美濃病院の産科休止に伴い、不要になった医療器具を市内の助産院に貸与できないか。または、助成金を出して購入してあげられないか	
4. 東洋経済新聞社が調査した住みよさランキングで、美濃市は全国784市中663位との結果をどう分析し、今後の施策にどう反映するのか	
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	52
梅村民生部長答弁	52
石川市長答弁	53
再 古田 豊議員	54
休憩	55
再開	55
6 森 福子議員	55
1. 平成27年度までの美濃市中期財政計画が公表され、厳しい内容となっているが、どのように第5次総合計画を策定されていくのか	
2. 岐阜バス「八幡線」の廃止について	
① 平成22年10月1日から美濃市駅以降廃止と聞いているが、これまでの経緯と市はどのように対応されたのか	
② 今後の交通手段として、電動自転車の活用をどのように考えているのか	
石川市長答弁	57
再 森 福子議員	60

7	市原鶴枝議員	60
	1. 高齢者対策について	
	① 高齢者の安否確認について	
	② 要援護者等の支援マップの作成について	
	③ 高齢者の孤独死について	
	④ 高齢者の生きがいについて	
	2. 電子黒板の活用状況と教育効果について	
	3. 学校給食費の未納対策について	
	梅村民生部長答弁	63
	藤田教育次長兼教育総務課長答弁	64
再	市原鶴枝議員	66
	休憩	66
	再開	66
8	岩原輝夫議員	66
	1. 老朽化するスポーツ施設の充実と改修について	
	① 美濃市体育館内天井より床へ結露の水が落ちる	
	② 市民球場、陸上競技場の整備について	
	③ 各地区グラウンド整備について	
	④ 台山グラウンドに放送設備は設置出来ないか	
	2. 美濃市駐車マナー向上委員会の啓発パトロールについて	
	① 効果はどうか、今後について	
	藤田教育次長兼教育総務課長答弁	67
	梅村民生部長答弁	68
再	岩原輝夫議員	69
9	鈴木 隆議員	69
	1. 所在不明高齢者が美濃市にもいることがわかったが、今後どうしていくか	
	2. 電動アシスト自転車の貸出しについて	
	① 利用者が事故、ケガをした場合の補償について	
	② 自転車を購入した場合の補助金制度はあるのか	
	梅村民生部長答弁	70
	宮西産業振興部長答弁	71
10	並 信行議員	72
	1. 小中学校において、子どもが教育を受ける上で快適な衛生環境について、文部科学省が示す「日照、気温、音」といった基準はどのように生かされ改善が図られているか	
	2. 広岡町松森線コインランドリーシャボン美濃店前交差点に信号機設置の要望が	

数年前から出ているが、実現されていない。交通安全面から、まず、減速措置だけでも施せないか	
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	75
丸茂建設部長答弁	75
再 並 信行議員	76
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	78
再々並 信行議員	78
藤田教育次長兼教育総務課長答弁	78
委員会付託（認第1号から議第53号まで）	79
休会期間の決定	79
散会の宣告	79
会議録署名議員	80

第 3 号 （9月27日）

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	82
説明のため出席した者	82
職務のため出席した事務局職員	82
開議の宣告	83
会議録署名議員の指名	83
議案の上程	83
委員長報告	
総務常任委員会委員長 平田雄三君	83
民生教育常任委員会副委員長 森 福子君	83
産業建設常任委員会委員長 日比野 豊君	85
委員長報告に対する質疑	86
討論	86
古田 豊議員	86
議案の採決	86
閉会中の継続調査申出書について	89
閉会の宣告	90
市長あいさつ	90
会議録署名議員	92
総務常任委員会審査報告書	93

民生教育常任委員会審査報告書	93
産業建設常任委員会審査報告書	94

美濃市告示第65号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年9月7日に第6回美濃市議会定例会を美濃市議会議事堂に招集する。

平成22年8月31日

美濃市長 石川道政

付議事件名

- 1、平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 1、平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 1、平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）
- 1、平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）
- 1、平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 1、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 1、美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 1、市道路線の認定について
- 1、市道路線の変更について
- 1、美濃市教育委員会委員の任命について

平成22年9月7日

平成22年第6回美濃市議会定例会会議録（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

平成22年 9 月 7 日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 認第 1 号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 2 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 3 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 4 号 平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 5 号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 6 号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 7 号 平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 8 号 平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第 9 号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認第10号 平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第13 認第11号 平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第14 議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第15 議第46号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第47号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第48号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第49号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第19 議第50号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第51号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第21 議第52号 市道路線の認定について
- 第22 議第53号 市道路線の変更について
- 第23 議第54号 美濃市教育委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

第 1 から第23までの各事件

出席議員 (1 4 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
4 番	森 福 子 君	5 番	山 口 育 男 君
6 番	佐 藤 好 夫 君	7 番	武 井 牧 男 君
8 番	市 原 鶴 枝 君	9 番	鈴 木 隆 君
10 番	岩 原 輝 夫 君	11 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君

14 番 野 倉 和 郎 君

15 番 塚 田 歳 春 君

欠席議員（1名）

3 番 太 田 照 彦 君

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	梅 村 健 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君
秘 書 課 長	市 原 英 樹 君	美 濃 病 院 長 事 務 局 長	西 部 繁 雄 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏	議 会 事 務 局 次 長	

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成22年第6回美濃市議会定例会が招集されましたところ、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いいたします。

市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 開会に先立ちまして、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 本日は、平成22年第6回美濃市議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。

去る8月29日に実施いたしました防災訓練におきましては、議員各位を初め洲原地区の多くの市民の皆様、関係団体、ボランティア等の多数の参加と御協力を得まして、訓練を実施し、成果が得られました。ここに御協力に厚くお礼を申し上げます。

ことしの防災訓練は、東海地震への備えと、これからの時期に予想される台風や豪雨の到来に備えての水防訓練を実施いたしました。市民の皆様の防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の活動の点検、育成強化を目標に実施いたしましたが、今後も地域をみずから守るという自助、あるいは共助について、積極的に支援をしてまいりたいと思います。

さて、あす9月8日から11日までの日程で、原州市からの招待によりまして、美濃市議会議長さんとともに大韓民国原州市を公式訪問してまいります。原州市では、「東と西の出会い・原州市韓紙」をテーマに、9月9日から12日まで第12回原州韓紙文化祭を開催し、開催期間中には2010年世界紙作家協会原州総会も同時に開催されます。

韓国では、美濃和紙は「美濃紙」として有名であり、今日でも薄くて丈夫な紙の代表的な名前として美濃和紙の評価は高いものであります。今回の訪問を契機に、原州市では都市と都市の友好関係はもちろんのこと、両国を代表する紙の産地として、美濃和紙と原州韓紙の活性化や技術交流、民間交流を活発にして、世界への基盤を整えたいとの希望がございます。美濃市長、議長ほか、紙業界、観光協会の代表も訪問し、今後は会館同士の交流や紙業関係はもとより、広く民間による観光交流の促進のための橋渡し役を務めてまいりたいと思っております。美濃市議会定例会の開会期間中であり、議員各位には御迷惑をおかけいたしますが、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

さて、本日の定例会に審議をお願いいたします案件は、平成21年度決算認定が11件、補正予算が5件、条例が2件、人事案件が1件、その他2件、合計21件でございます。議案の内容につきましては後ほど御説明いたしますが、平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算につきましては、厳しい財政事情の中、平成まちづくり改革大綱に基づき、健全財政を堅持しつつ、厳しい歳出削減に努めながら、小さくてもキラリと光る「住みたいまち、訪れたいまち美濃市」を目指して、市としての必要な事業を積極的に推進してまいりました。

一般会計の決算額は、歳入で90億8,391万円、歳出で87億5,066万円となり、歳入で3.2%の増加、歳出で3.1%の増加となりました。歳入と歳出の差引額は3億3,325万円となり、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は3億115万円の黒字となりました。

歳入につきましては、市税が31億740万円、8.3%の減少、地方交付税が25億6,869万円、11%の増加となり、国庫支出金は10億614万円、98.9%の増加、財政調整基金は取り崩しをせず、その他の特定目的基金の取り崩しによる繰入金は6,339万円のみとなり、81.8%の減少となりました。市債は5億2,630万円、臨時債が大半ですが、13.2%の増加となりました。

歳出につきましては、健全財政に努めつつ、将来の目標であるスローライフのまちづくりを目指し、川の駅構想やサイクルシティ美濃を推進するため、人や自転車に優しい道路整備、サイクルステーション整備、もみじが丘第1公園の景観整備、土地区画整理による新市街地の形成。防災対策として、市庁舎耐震化事業や地域防災交流センターの整備。産業振興では、プレミアム商品券発行事業補助や観光滞在魅力向上事業、間伐や里山・森林整備事業。市民生活の向上では、新型インフルエンザ対策の予防・啓発事業、市民総参加の健康づくりや、安心な子育て支援として中学3年生までの医療費助成を継続いたしました。教育では、学校教育情報通信技術環境整備事業によるパソコン整備やネットワーク管理システムの構築、市民参画では、地域コミュニティの活性化を図るための地域づくり支援事業など各事業の推進を図ってまいりました。

次に、特別会計の総決算額は、歳入で55億7,869万円、歳出で54億7,644万円となり、前年度に比べ歳入で8.7%の減少、歳出では8.3%の減少となりました。

主な理由としては、交通災害共済については交通災害共済給付金等の減少、国民健康保険では一般被保険者療養給付費等の増加、老人保健については制度の廃止に伴う医療給付費等の減少、簡易水道では公債繰り上げ償還元金の減少、農業集落排水事業では乙狩地区の処理場整備事業完了による減少、下水道については左岸処理区管渠整備事業等の減少、介護保険では介護給付費等の増加、後期高齢者医療につきましては後期高齢者医療広域連合納付金の増加がございました。

各会計の決算の主な概要は以上でございますが、創意工夫を凝らしながら、ほぼ所期の目的を達成することができたと考えております。これもひとえに議員各位の御指導と御協力のたまものであり、心から感謝申し上げる次第でございます。

今定例会に提出します案件は、決算の認定、補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件でございますので、慎重に御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから平成22年第6回美濃市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

開会 午前10時08分

諸般の報告及び行政諸般の報告

○議長（佐藤好夫君） 諸般の報告及び行政諸般の報告をいたします。

報告の内容につきましては、お手元に配付してありますので、御承知をお願いいたします。

なお、市長からさきに配付したとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定により、美濃市簡易水道特別会計、美濃市農業集落排水事業特別会計、美濃市下水道特別会計、美濃市病院事業会計及び美濃市上水道事業会計の平成21年度決算に基づく資金不足比率の報告がありましたので、御承知をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 森福子君、5番 山口育男君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間といたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会の会期は本日から9月28日までの22日間と決定いたしました。

第3 認第1号から第22 議第53号まで（提案説明）

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、認第1号から日程第22、議第53号までの20案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に認第1号について、副市長 加納和喜君。

○副市長（加納和喜君） おはようございます。

それでは、認第1号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

それでは、決算の概要につきまして、赤スタンプ3番の平成21年度一般会計・特別会計決算の主要な施策の成果等説明書により御説明申し上げます。

5ページの歳出の状況をお開きください。

平成21年度は、厳しい財政状況の中で引き続き徹底した平成まちづくり改革による行財政

改革を進めまして、持続可能な財政運営に努め、小さくてもキラリと光る「住みたいまち、訪れたいまち美濃市」を実現するため、六つのオンリーワンを目標に掲げて、第4次総合計画の総仕上げに向けて各種事業を推進してまいりました。

都市環境の整備としては、主要幹線道路整備を初め、豊かな景観資源を生かすための景観整備事業、サイクルシティ美濃の推進を図るための人や自転車に優しい道路整備やサイクルステーションの整備、レンタサイクルとして電動アシストつき自転車の導入をしました。

また、良好な市街地の形成のため、美濃インター前及び吉川町の土地区画整理事業の推進を図りました。

また、防災対策として、市庁舎の耐震化事業を行いました。

産業の振興では、観光客が100万人を突破するなど今後の交流人口の増加を図るため、観光客滞在魅力向上事業や観光PR事業を国内外に向けて実施いたしました。

また、和紙産業の振興に努めるとともに、中小企業に対しての原材料価格高騰緊急利子・保証料補給事業の実施や、中心市街地活性化事業、地域活性化プレミアムつき商品券発行補助など商工業の活性化に努めました。

また、農林業対策では、飛騨・美濃じまん農産物育成事業や、森林環境の保全のため里山の整備や間伐事業を行いました。

市民生活の向上では、昨年猛威を振るった新型インフルエンザ対策を行い、感染予防や啓発に努めました。

また、糖尿病などの生活習慣病改善対策を初め、各種健診や健康推進事業など市民総参加による健康づくりの推進に努めました。

少子化対策では、中学校3年生までの医療費の無料化を維持し、高齢者対策では後期高齢者医療制度の円滑な運営に努めました。

障がい者福祉においては、各種の障害者自立支援事業を行いました。

さらには、市民の生活支援と地域の経済対策に資するため、定額給付金事業を実施いたしました。

教育・文化の向上では、確かな学習を身につけ、心身ともにたくましい子供を育成するため、引き続き小・中学校に少人数指導のための指導講師や、学校図書館司書、英語指導助手を配置するとともに、土幌町フレンドシップ交流事業や特色ある学校づくりを推進いたしました。また、教育情報通信技術環境整備事業により、IT教育環境の充実に努めました。

社会教育では、伝統的建造物群保存地区内の建物改修補助や、生涯学習、生涯スポーツの推進に努めました。

市民参加の推進では、市民協働の推進と地域コミュニティの活性化を図るため、地域住民がみずから取り組む地域づくり事業の地域づくり支援事業を引き続き実施したほか、市民とともに「もったいない運動」を展開いたしました。

行財政改革では、平成まちづくり改革による行財政改革の一層の推進を図るため、第2次集中改革プラン達成に向けて各種の取り組みを行い、経常収支比率等の各種財政指標の抑制

をするとともに、限られた財源で最大の効果を引き出すための施策展開を図り、持続可能な財政運営に努めました。

次に、1 ページの一般会計の決算の概要について説明いたします。

なお、説明につきましては、1,000円単位で説明させていただきます。

歳入90億8,391万1,000円、歳出87億5,065万7,000円、歳入歳出差引額3億3,325万3,000円、翌年度繰越財源3,210万4,000円、実質収支額3億114万9,000円、単年度収支は830万8,000円のマイナスとなりました。実質単年度収支は559万1,000円のマイナスとなりました。

決算規模を平成20年度と比較しますと、歳入が2億7,822万3,000円、3.2%の増、歳出が2億6,129万1,000円、3.1%の増となっております。

次に2 ページをお開きください。

この表は、一般会計の決算状況のうち、歳入の状況を各款別にまとめたものでございます。

歳入の款別の主なものを見ますと、1 款 市税は31億740万6,000円で、構成比34.2%、前年度比マイナス8.3%となっております。

次に10 款 地方交付税は25億6,868万8,000円で、構成比28.3%、前年度比11.0%の増となっております。

14 款 国庫支出金は10億614万1,000円で構成比11.1%、15 款 県支出金は4億6,980万4,000円で構成比5.2%、19 款 繰越金は3億1,632万2,000円で構成比3.5%、20 款 諸収入は2億7,416万6,000円で構成比3.0%、21 款 市債は5億2,630万円で構成比5.8%等が主なものでございます。

次に3 ページは、自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源に区分した財源内訳の状況でございます。

自主財源は40億7,121万5,000円で44.8%、依存財源は50億1,269万7,000円で55.2%でございます。一般財源は70億3,531万5,000円で77.4%、特定財源は20億4,859万7,000円で22.6%でございます。

次に、歳出の状況について御説明申し上げますので、6 ページをお開きください。

構成比の大きい順に見ますと、3 款 民生費21億1,304万1,000円、24.1%、2 款 総務費16億2,198万4,000円、18.5%、12 款 公債費11億3,940万4,000円、13.0%、8 款 土木費10億4,492万7,000円、11.9%、10 款 教育費9億4,410万2,000円、10.8%となっております。

次に7 ページでございますが、歳出の決算額を性質別に区分したものでございまして、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は39億1,103万1,000円で、前年度と比較しますと1,547万円、0.4%の増となっております。その内訳は、人件費で0.8%の増、扶助費で8.6%の増、公債費で6.6%の減となっております。

物件費、維持補修費、補助費等、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金の合計は41億8,710万8,000円で、前年度と比較しますと5億871万円増加しております。

次に、投資的経費は6億5,251万9,000円となり、前年度と比較しますと2億6,288万8,000円、28.7%の減となっております。

次に10ページをお開きください。

健全化判断比率及び資金不足比率の状況でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、各会計の赤字の程度を指標化したものでございますが、一般会計を初め、すべての会計について赤字とはなっておりません。

実質公債費比率につきましては14.9%と、前年度に比べまして0.7ポイント減少しており、早期健全化基準の25%を下回っております。

将来負担比率につきましては121.2%と、前年度に比べまして4.1ポイント減少しており、早期健全化基準の350%を下回っております。

資金不足比率につきましては、各公営企業会計ともに資金不足額は生じておりません。

次に13ページをお開きください。

財政指標等の状況について御説明申し上げます。

この表は、普通会計における財政指標等の状況であり、基準財政収入額から人口1人当たりの地方債現在高額までの23項目を示しております。また、団体の区分として、平成20年度では、県下都市平均、並びに全国都市のうち本市と人口及び産業構造が類似している団体の平均と比較することができるようになっております。

基準財政規模は57億9,931万9,000円で7,431万2,000円の増、財政力指数は平成21年度0.609で、平成20年度の0.610と比べまして0.001ポイント下がっております。

実質収支比率は5.2%、公債費負担比率は14%、公債費比率は12.5%となっております。

また、年度末の財政調整基金は8億3,866万円でございます。

地方債の現在高は78億4,858万2,000円で、前年度から4億5,164万1,000円減少しております。これは、人口1人当たりの現在高にしますと34万2,000円となっております。

次に、経常収支比率につきましては、平成20年度の99.9%に対し21年度は99.1%となり、前年度より0.8ポイント改善されております。

14ページ以降は用語の説明及び指標の推移等、18ページ以降は歳入科目の決算状況、31ページ以降は歳出科目の決算状況でございます。

説明は省略させていただきます、以上で認第1号の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、議第46号、議第49号の7案件について、民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） おはようございます。

それでは、認第2号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに決算の概要を申し上げます。

共済の加入状況は、平成21年度末で加入者数1万489人、加入率は45.72%となっており、前年度と比較して467人減少しております。

それでは、赤のスタンプ2の決算書130ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が413万9,819円で、歳出総額は376万633円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに37万9,186円となりました。

次に、121ページをお開きください。

決算額は1,000円単位で説明させていただきます。

歳入の1款 交通災害共済事業収入の収入済額は298万4,000円となりました。

2款 繰入金は78万1,000円で、小・中学生、就学前2年児等の加入金2,170人分でございます。

3款 繰越金は25万4,000円で、前年度からの繰越金でございます。

4款 財産収入11万9,000円は、交通災害共済準備積立金の運用利子収入でございます。

5款 諸収入は、預金利子でございます。

以上、歳入合計は、予算現額414万円に対し調定額、収入済額ともに413万9,000円でございます。

次のページをお開きください。

歳出の1款 交通災害共済事業費の支出済額は376万円で、審査員報酬、申込書の郵送料及び電算処理委託料、死亡給付金はございませんでしたが、25件分の給付金等でございます。

以上、歳出合計は、予算現額414万円に対しまして支出済額は376万円で、執行率は90.8%となったところでございます。

126ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第2号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第3号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

初めに決算の概要を申し上げます。

国保の加入状況は、平成21年度末で、世帯数は3,546世帯、被保険者数6,694人となっており、前年度末に比べて世帯数は30世帯の減少、被保険者数は142人の減少となりました。

それでは、赤スタンプ2番の決算書160ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が24億3,391万5,319円で、歳出総額は23億6,784万6,529円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,606万8,790円となりました。

次に131ページをお開きください。

決算額は1,000円単位で説明させていただきます。

歳入の1款 国民健康保険税の収入済額は6億7,323万6,000円で、歳入中の構成比は27.6%でございます。

なお、不納欠損額は1,221万6,000円で、収入未済額は1億6,818万6,000円となりました。

2款 使用料及び手数料は29万6,000円で、保険税の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金は5億4,970万7,000円で、療養給付費等負担金や財政調整交付金、高額医療費共同事業負担金や特定健康診査等負担金も含まれております。

4款 療養給付費交付金は1億3,355万8,000円で、退職者医療制度による社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

5款 前期高齢者交付金は4億3,286万円で、平成20年度から創設された制度でございます。

6款 県支出金は9,982万2,000円で、高額医療費共同事業負担金や財政調整交付金のほか、特定健康診査等負担金、国民健康保険助成金等でございます。

7款 共同事業交付金は2億2,070万6,000円で、県国保連合会からの高額療養費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する交付金でございます。

8款 財産収入は35万円で、国保財政調整基金の運用利子収入でございます。

9款 繰入金は2億4,307万円で、一般会計からの繰入金と基金取り崩し分8,982万2,000円でございます。

次のページをお開きください。

10款 繰越金は7,526万6,000円で、前年度からの繰越金でございます。

11款 諸収入は504万1,000円で、保険税の延滞金、交通事故による第三者納付金などがございます。

以上、歳入合計は、予算現額24億5,738万8,000円に対し、調定額26億1,442万3,000円、収入済額は24億3,391万5,000円となりました。

次のページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額は6,280万2,000円で、職員人件費、賦課徴収の事務経費、医療費適正化特別対策事業費などがございます。

2款 保険給付費は15億7,665万7,000円で、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費、高額療養、出産育児一時金、葬祭費などがございます。

3款 後期高齢者支援金等は2億9,743万1,000円で、これは平成20年度に創設された制度で、75歳以上の後期高齢者医療へ国保が支援するものでございます。

4款 前期高齢者納付金等は84万5,000円で、これも平成20年度に創設された制度で、65歳以上74歳以下、前期高齢者の医療のための納付金でございます。

5款 老人保健拠出金は1,929万4,000円でございます。

6款 介護納付金は1億1,529万2,000円で、2号被保険者の介護納付金でございます。

7款 共同事業拠出金は2億6,937万7,000円で、県国保連合会で行う高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業への拠出金でございます。

8款 保健事業費は1,128万4,000円で、平成20年度から始まりました特定健診・保健指導及び人間ドック受診に対する助成や、市民の健康づくり事業などに要した経費でございます。

9款 基金積立金の36万円は、基金運用利子等を国保財政調整基金に積み立てたものでございます。

次のページをお開きください。

10款の公債費は不執行でございます。

11款 諸支出金は1,450万円で、一般被保険者の社会保険への加入や税額変更による保険税の還付金、国への返還金等でございます。

12款 予備費は不執行でございます。

以上、歳出合計は、予算現額24億5,738万8,000円に対し支出済額は23億6,784万7,000円となりました。

140ページ以降の説明は省略させていただきます、認第3号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第4号 平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

老人保健制度は、法改正により平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行しました。そのため、本来は会計を廃止するところではありますが、制度移行前の医療費の消滅時効が2年とされており、平成22年度でこの会計はなくなることになっております。

それでは、赤スタンプ2番の決算書170ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は428万3,337円、歳出総額は419万8,319円、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに8万5,018円でございます。

次に161ページをお開きください。

決算額は1,000円単位で説明させていただきます。

歳入1款 支払基金交付金の収入済額12万8,000円は、社会保険診療報酬支払基金からの医療費及び審査支払手数料交付金でございます。

2款 国庫支出金及び3款 県支出金は、ともに収入はございません。

4款 繰入金3,000円は、医療費及び事務費の一般会計からの繰入金でございます。

5款 諸収入135万5,000円は、預金利子及び医療費返還金でございます。

6款 繰越金279万5,000円は、平成20年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は予算現額434万円、調定額、収入済額ともに428万3,000円でございます。

次に163ページをお開きください。

歳出1款 総務費の支出済額180円は、一般事務費でございます。

2款 医療諸費131万8,000円は、医科・歯科・調剤等給付費等でございます。

3款 諸支出金287万9,000円は、平成20年度医療費等の確定に伴う返還金でございます。

以上、歳出合計は予算現額434万円、支出済額は419万8,000円でございます。

165ページ以降の説明は省略させていただきます、認第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第8号 平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

初めに決算の概要を申し上げます。

本年3月31日現在の65歳以上の人口は6,267人、高齢化率は27.3%、このうち要介護認定者数は796人で、高齢者に対する認定者率は12.7%となっております。

それでは、決算書234ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は14億4,249万5,920円、歳出総額は14億965万1,373円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに3,284万4,547円でございます。

次に215ページをお開きください。

決算額は1,000円単位で説明させていただきます。

歳入1款 保険料の収入済額2億3,925万7,000円は、65歳以上の第1号被保険者保険料の現年度分と滞納繰越分でございます。

2款 使用料及び手数料3万8,000円は、介護保険料の督促手数料でございます。

3款 国庫支出金3億3,332万7,000円は、介護給付費負担金、調整交付金と介護予防事業、包括的支援事業交付金でございます。

4款 支払基金交付金3億9,570万4,000円は、40歳以上65歳未満の第2号被保険者保険料から交付される介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金の合計でございます。

5款 県支出金2億210万6,000円は、介護給付費負担金と介護予防事業交付金の合計でございます。

6款 財産収入51万1,000円は、介護保険給付準備基金の利息でございます。

7款 繰入金2億1,380万7,000円は一般会計からの繰入金で、介護給付費、介護予防事業、包括的支援事業及び事務費の繰入金でございます。

8款 繰越金5,771万9,000円は、平成20年度からの繰越金でございます。

217ページをお開きください。

9款 諸収入2万2,000円は、預金利子と過年度返還金でございます。

以上、歳入合計は予算現額14億6,418万1,000円に対し、調定額14億5,114万6,000円、収入済額14億4,249万5,000円でございます。

次に219ページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額3,861万1,000円は、職員人件費と保険料徴収事務費、介護認定事務費、電算処理委託料などでございます。

2款 保険給付費13億512万7,000円は、施設及び在宅介護サービス給付費、介護予防サービス等諸費、特定入所者介護サービス等費などでございます。

3款 地域支援事業費2,975万4,000円は、介護予防事業費及び包括的支援事業費でございます。

4款 基金積立金は51万7,000円でございます。

5款 公債費は不執行でございます。

6款 諸支出金3,564万円は、保険料の還付金と平成20年度介護給付費確定に伴う返還金でございます。

以上、歳出合計は予算現額14億6,418万1,000円に対し、支出済額は14億965万1,000円で、執行率は96.28%でございます。

221ページ以降の説明は省略させていただきます。認第8号の説明を終わらせていただ

きます。

次に、認第9号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度は平成20年度から創設され、県内の全市町村が加入し設立いたしました。岐阜県広域連合が保険者として資格管理、医療給付や保険料の賦課、予算措置など制度全般を行っております。

それでは、決算書246ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は4億4,819万5,820円、歳出総額は4億4,559万6,820円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに259万9,000円でございます。

次に235ページをお開きください。

決算額は1,000円単位で説明させていただきます。

歳入1款 後期高齢者医療保険料の収入済額1億5,431万3,000円は、被保険者の保険料でございます。

2款 使用料及び手数料9万円は、保険料の督促手数料でございます。

3款 後期高齢者医療広域連合委託金173万4,000円は、長寿健診の委託金でございます。

4款 繰入金2億8,107万円は一般会計からの繰入金で、療養費、保険基盤安定、保健事業費、事務費等の繰入金でございます。

5款 繰越金44万9,000円は、平成20年度からの繰越金でございます。

6款 諸収入1,033万2,000円は、預金利子及び過年度返還金でございます。

7款 国庫支出金20万4,000円は、高齢者医療制度円滑運営事業補助金でございます。

以上、歳入合計は予算現額4億4,868万5,000円に対し、調定額4億4,980万3,000円、収入済額4億4,819万5,000円でございます。

次に237ページをお開きください。

歳出の1款 総務費の支出済額336万2,000円は、事務経費及び保険料徴収経費でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金4億4,025万6,000円は広域連合への負担金で、保険料、療養給付費、保険基盤安定、保険事業及び事務費等の負担金でございます。

3款 保健事業費182万7,000円、長寿健診の経費でございます。

4款 公債費は不執行でございます。

5款 諸支出金15万円は、保険料の還付金でございます。

以上、歳出合計は予算現額4億4,868万5,000円に対し、支出済額は4億4,559万6,000円で、執行率は96.28%でございます。

239ページ以降の説明は省略させていただきます。認第9号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第46号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の34ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、36ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

3款 諸支出金は6万3,000円を追加し、補正後の額を6万3,000円とするものでございます。これは、平成21年度の医療給付費が確定し、支払基金へ医療費交付金を返還する必要が生じたことによるもので、財源はその他で繰越金でございます。

37ページ以降の説明は省略させていただきます、議第46号の説明を終わらせていただきます。

次に、議第49号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の52ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,367万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を15億823万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、55ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の表により、歳入もあわせて御説明いたします。

1款 総務費は3万1,000円を追加し、補正後の額を3,892万円とするものでございます。これは、アルバイト職員が勤務中にけがをしたため、その災害補償費であり、財源はその他の繰入金でございます。

2款 保険給付費は1,201万5,000円を追加し、補正後の額を14億1,960万9,000円とするもので、高額介護給付費の決算見込みによる補正でございます。財源は国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金及び繰越金でございます。

6款 諸支出金は1,163万3,000円を追加し、補正後の額を1,238万3,000円とするもので、平成21年度介護給付費の確定に伴う返還金でございます。財源は繰越金でございます。

歳出合計は、補正前の額に2,367万9,000円を増額して15億823万3,000円とするものでございます。

56ページ以降の説明は省略させていただきます、議第49号の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願ひ申し上げまして、以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

認第5号、認第6号、認第7号、認第11号、議第47号、議第48号、議第52号、議第53号の

8案件について、建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） おはようございます。

それでは、認第5号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに簡易水道事業の概要について御説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の133ページをお開きください。

給水人口は、平成22年3月末現在で5,606人、前年度より145人減となっており、給水栓につきましては2,062栓で、前年度より8栓減となっております。給水量は51万8,500立方メートルで、前年度比較1万4,770立方メートルの減となっております。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ2の決算書182ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は1億2,277万5,516円、歳出総額は1億2,274万2,514円で、歳入歳出差引額と実質収支額は3万3,002円となりました。

次に171ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

なお、金額は1,000円どめで読み上げさせていただきます。

第1款 使用料及び手数料7,372万3,000円は、使用料及び手数料でございます。

第2款 工事費収入はございません。

第3款 負担金5万2,000円は、工事の負担金でございます。

第4款 繰入金4,895万円は、一般会計からの繰入金でございます。

第5款 繰越金4万7,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第6款 諸収入1,000円は、預金利子でございます。

歳入の合計は、調定額1億2,643万7,000円に対して、収入済額1億2,277万5,000円となりました。

次に173ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 簡易水道費4,614万2,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与費等でございます。

第2款 公債費7,660万円は、地方債の元利償還金でございます。

第3款 予備費はございません。

歳出合計は1億2,274万2,000円となりました。

以上で認第5号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第6号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに農業集落排水事業の概要について御説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の134ページをお開きください。

農業集落排水は、平成21年4月に乙狩地区を加え、7地区で供用開始しております。そのうち富野地区は関市の処理区へ排水しております。平成21年度末現在の接続状況につきましては、7地区合計の接続人口は3,147人で、水洗化率は73.9%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ2の決算書198ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2億4,214万2,706円、歳出総額は2億4,199万9,017円で、歳入歳出差引額及び実質収支額はともに14万3,689円となりました。

次に183ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明申し上げます。

なお、金額は1,000円どめで読み上げさせていただきます。

第1款 分担金及び負担金90万円は、乙狩地区の分担金でございます。

第2款 使用料及び手数料4,711万2,000円は、農業集落排水使用料及び手数料でございます。

第3款 県支出金981万8,000円は、乙狩地区の整備事業に係る交付金でございます。

第4款 財産収入29万円は、減債基金利子でございます。

第5款 繰入金1億7,029万5,000円は、一般会計繰入金及び減債基金繰入金でございます。

第6款 繰越金8万9,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入3万8,000円は、消費税還付金でございます。

第8款 市債1,360万円は、公的資金繰り上げ償還借換債でございます。

185ページに移りまして、歳入の合計は、調定額2億4,460万8,000円に対して、収入済額2億4,214万2,000円となりました。

次に187ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 農業集落排水事業費1億230万8,000円は、施設維持管理経費、事務経費、職員給与費等でございます。

第2款 公債費1億3,969万円は、地方債の元利償還金及び繰り上げ償還元金でございます。

歳出の合計は2億4,199万9,000円となりました。

以上で認第6号の説明を終わらせていただきます。

次に、認第7号 平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

初めに公共下水道事業の概要について御説明いたします。

赤スタンプ3の主要な施策の成果等説明書の136ページをお開きください。

平成21年度は、左岸処理区で延長241.3メートル、面積6ヘクタールの管渠整備を行い、認可面積の99.1%が整備済みとなりました。平成21年度末現在の接続状況につきましては、右岸・左岸及び長瀬処理区の接続人口は9,317人で、水洗化率は56.3%でございます。

それでは、決算の内容につきまして御説明申し上げますので、お手元の赤のスタンプ2の決算書214ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は8億8,074万2,863円、歳出総額は8億8,064万7,051円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は9万5,812円となりました。

次に199ページをごらんください。

歳入歳出決算書、歳入の表の収入済額について御説明いたします。

なお、金額は1,000円どめで読み上げさせていただきます。

第1款 分担金及び負担金3,507万7,000円は、供用開始区域内の受益者負担金でございます。

第2款 使用料及び手数料1億9,526万8,000円は、下水道使用料及び手数料でございます。

第3款 県支出金940万2,000円は、管渠整備事業及び浄化センター建設事業に係る県交付金でございます。

第4款 財産収入37万3,000円は、基金利子でございます。

第5款 繰入金5億4,731万7,000円は、一般会計繰入金及び基金繰入金でございます。

第6款 繰越金17万3,000円は、前年度からの繰越金でございます。

第7款 諸収入210万2,000円は、県からの下水道管移設補償費、浄化センター落雷に伴う保険金及び左岸処理区雨水排水ポンプ設備維持管理費負担金収入等でございます。

201ページに移っていただきたいと思っております。

第8款 市債8,810万円は、管渠整備事業及び繰り上げ償還借換債に係る地方債でございます。

第9款 国庫支出金292万7,000円は、管渠整備事業繰越分の国庫補助金でございます。

歳入合計は、調定額9億1,663万1,000円に対して、収入済額8億8,074万2,000円となりました。

次に203ページをごらんください。

歳出の表の支出済額について御説明申し上げます。

第1款 総務費6,331万7,000円は、職員給与費、事務管理経費等でございます。

第2款 下水道事業費1億9,388万3,000円は、施設維持管理経費、管渠整備事業費等でございます。

第3款 公債費6億2,344万6,000円は、地方債の元利償還金でございます。

歳出の合計は8億8,064万7,000円となりました。

以上で認第7号の説明を終わらせていただきます。

続きまして認第11号 平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の赤スタンプ5の決算書34ページをお開きください。

初めに上水道事業の概要について御説明申し上げます。

当市の水道事業は、市民に安全で安定した生活用水を供給するために、さらに近年の下水

道の普及や住宅環境の変化による給水量確保のため、平成11年9月、第5次拡張計画の事業認可を得ました。この事業は、平成12年度から平成31年度を目標に施設整備を進めるものであり、平成21年度は主に亀野送水管新設工事、老朽化した配水管の布設がえなどを施工しました。

給水人口は1万7,717人で、前年より181人の減少、給水栓数は6,164栓で47栓の減少、年間給水量は205万4,938立方メートルで3万3,905立方メートルの減少、年間の有収率は78.6%で0.8%の減少であり、経営的には、給水人口や給水量が伸び悩む中で、本年度は6,349万円の当年度純利益を計上することができました。

次に26ページをお開きください。

平成21年度の決算報告書について御説明申し上げます。

この決算報告書は税込みとなっております。また、金額の読み上げは1,000円未満を省略させていただきご説明申し上げます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、決算額の欄で御説明いたします。

収入の決算額は3億2,906万1,000円、支出の決算額では2億6,428万9,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

27ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出でございますが、資本的収入の決算額は1,485万6,000円になりました。このうち、第1項 企業債の1,410万円は建設改良工事に対する水道事業債でございます。第2項 負担金75万6,000円は、消火栓設置負担金でございます。

次に、資本的支出の決算額は1億5,871万円となりました。このうち、第1項 建設改良費の3,024万円は第5次拡張事業関連などに係る支出でございます。第2項 企業債償還金の1億2,846万9,000円は、企業債の償還元金でございます。

欄外の資本的収支につきましては、支出額に対し収入額が1億4,385万4,000円不足いたしますので、不足する額を減債積立金1億4,120万円、消費税資本的収支調整額144万円及び過年度分損益勘定留保資金121万4,000円で補てんいたしました。

28ページをお開きください。

この損益計算書と、32ページの貸借対照表は税抜きとなっております。

1の営業収益の合計は2億8,754万3,000円、2の営業費用の合計は1億8,306万8,000円となり、この営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は1億447万5,000円となりました。

営業収益のうち、(1)の給水収益は水道料収入であります。(3)のその他の営業収益は、検査手数料や消火栓維持負担金であります。

また、営業費用のうち、(1)の原水及び浄水費は水源地の動力費、(2)の配水及び給水費は配水設備及び配水管の修繕費、(4)の総係費は人件費、(5)の減価償却費は施設や構築物の減価償却費でございます。(6)の資産減耗費は配水管布設がえに伴う除却費などが主な内容でございます。

次のページの3の営業外収益は2,717万9,000円、4の営業外費用は6,811万1,000円で、差

し引きますと4,093万1,000円の損失となりました。

このうち、営業外収益の(3)の他会計補助金は美濃テクノパーク給水補助金であり、営業外費用の(1)の支払利息及び企業債取扱諸費は企業債の利息であります。

したがって、営業利益から営業外損失を差し引いた6,354万3,000円が経常利益となり、この経常利益から5の特別損失を差し引いた6,349万円が当年度純利益となりました。

この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金4,139万3,000円を加えた1億488万3,000円が、当年度未処分利益剰余金となりました。

次に、31ページをお開きください。

下の表の剰余金処分計算書(案)をご覧ください。この当年度未処分利益剰余金の処分につきましては、法定の減債積立金として6,000万円を積み立てたいと存じます。

32ページをお開きください。

貸借対照表の資産の部では、固定資産と現金などの流動資産で資産合計が38億8,689万5,000円でございます。

33ページをお開きください。

資本の部では、下から2行目、資本合計が38億8,392万2,000円でございます。

34ページ以降の説明は省略させていただきまして、認第11号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第47号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の40ページをお開きください。

今回補正をお願いします主な内容は、7月の落雷などによる緊急を要する簡易水道施設の維持管理経費の増額でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,882万3,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、42ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて説明申し上げます。

歳出の第1款 簡易水道費は90万1,000円を増額し、補正後の額を5,146万1,000円とするものであり、その内容は落雷などによる洲原簡易水道施設の修繕を行うものでございます。

補正額の財源内訳は、繰入金で55万2,000円を増額と諸収入で34万9,000円を増額でございます。

以上で議第47号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第48号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

赤スタンプ1、議案集の46ページをお開きください。

今回補正をお願いいたします内容は、緊急性を伴う下水道施設の修繕をお願いするものでございまして、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ633万円を追加して、歳入歳出予算の総額を8億7,426万9,000円とするものでございます。

また、補正の款項の区分及び区分ごとの金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、48ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

歳出の第2款 下水道事業費は633万円を増額し、補正後の額を2億1,008万9,000円とするものであり、下水道管理費の調整を行うものでございます。

補正額の財源につきましては、繰入金を633万円増額するものでございます。

以上で議第48号の説明を終わらせていただきます。

それでは、議第52号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の61ページをお開きください。

今回、市道路線の認定をお願いいたしますのは、口野々3号線と松森103号線の2路線でございます。口野々3号線は、本年8月に供用開始された県道美濃・川辺線口野々バイパスの旧道を県より移管を受けるための認定でございます。また、松森103号線は、雇用促進住宅松森宿舍南の道路改良計画路線の認定で、道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定を行うものでございます。

下の表に認定する路線名と起点・終点、重要な経過地を掲載しております。また、路線要図を62ページと63ページに掲載し、認定する路線を黒塗りで図示しておりますので、御参照ください。

次に、議第53号 市道路線の変更について御説明申し上げます。

議案集の64ページをお開きください。

今回、市道路線の変更をお願いいたしますのは、曾代11号線でございます。本年6月に岐阜国道事務所より地下道付帯施設の移管を受けたため、道路が延長されました。市道路線の起点の位置を変更する必要があるため、道路法第10条第2項の規定に基づき、市道路線の変更を行うものでございます。

下の表に変更する路線名と起点・終点、重要な経過地を掲載しております。また、新旧路線要図を65ページと66ページに掲載し、変更する路線を黒塗りで図示しておりますので、御参照ください。

以上で議第52号と議第53号の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に認第10号について、美濃病院事務局長 西部繁雄君。

○美濃病院事務局長（西部繁雄君） それでは、認第10号 平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

赤スタンプ5、美濃市公営企業会計決算書の11ページをお開きください。

初めに21年度病院事業の総括事項につきまして説明をさせていただきます。

平成20年度に策定いたしました美濃病院改革プランに基づきまして、安心・安全で良質な医療の提供に努めてきたところであり、平成21年度から入院患者における出来高払い方式の診療報酬体系から、診断群分類に沿った定額払い方式とする包括診療報酬体系とするDPC病棟の指定を受け、平成21年4月に移行しました。このことに伴いまして、クリニカルパスを積極的に導入し、医療の標準化・効率化を進めるとともに、診療材料のコスト削減に取り組むなど経営の効率化に努めてきたところでございます。

しかし、医師・看護師不足など、依然として地方の医療を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、こうした観点から、医師確保対策の一つとして臨床研修医を受け入れるため、岐阜大学附属病院を管理型とする協力型臨床研修病院として国から指定を受けたこと、また10対1看護体制の堅持、当院の得意とする内視鏡下外科手術、脊椎などの整形手術、白内障などの眼科手術のほか、外来では糖尿病センター、内視鏡センター、リウマチ外来などの充実、病診・病病連携など医療ネットワークの拡充、健診関係では特定健診や各種人間ドックの充実、在宅支援では訪問看護ステーションの充実のほか、人工呼吸器や透析用監視装置などの医療機器につきまして計画的な更新を行い、安全な医療の提供に努めてきたところでございます。

次に患者数の動向でございますが、入院患者数は年延べ3万9,639人、1日平均108.6人、外来では年延べ8万2,284人、1日平均340人となり、前年度と比べまして入院で230人の減少、外来では298人の増加となりました。病床利用率は89.0%と、前年度に比べ0.5ポイントの減少となったところでございます。

次に収益的収支でございますが、以下、金額につきましては1,000円未満を省略して説明させていただきます。

病院事業収益は22億9,941万4,000円、前年度と比べ8,568万7,000円の増。一方、病院事業費用は21億7,132万5,000円で、前年度と比べ1億1,500万円の減少となり、差し引き1億2,808万9,000円の純利益を計上いたしました。

このうち、医業収益につきましては22億2,091万5,000円で、前年度と比べ8,172万8,000円、率にして3.8%の増、医業費用では20億6,200万1,000円で、前年度と比べ1億1,178万7,000円、率にして5.1%の減少となりました。

次に、資本的収支につきましては、記載のとおり建設改良事業で中央材料室排気設備工事のほか、人工呼吸器、透析用監視装置などの整備・更新を行ったところでございます。

それでは、2ページにお戻りください。決算報告書に沿って御説明申し上げます。

なお、この報告書は予算執行の計算書でございますが、消費税込みとなっております。

初めに収益的収入及び支出でございますが、いずれも決算額により説明させていただきます。

収入では、第1款 病院事業収益は、決算額欄にございますように23億506万2,000円となりました。

支出では、下の表の第1款 病院事業費用の決算額欄にありますように21億7,647万2,000円となりました。その内容につきましては、後ほど損益計算書で御説明申し上げます。

3ページに移りまして、資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款 資本的収入、第1項 出資金の決算額1億1,031万3,000円は、企業債償還元金及び中央材料室内の排気設備工事の一部について、一般会計から出資金として受け入れたものでございます。

支出の第1款 資本的支出の決算額は1億8,316万5,000円となりました。第1項 建設改良費1,897万円は、先ほど来申し上げておりますけれども、中央材料室内排気設備工事のほか人工呼吸器、透析用監視装置等の医療機器の更新等であります。

第2項 企業債償還元金1億6,419万5,000円は、企業債の償還元金であります。

なお、欄外に記載をいたしましたように、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,285万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

4ページをお開きください。

経営の概況等につきましては、平成21年度美濃市病院事業損益計算書及び貸借対照表で御説明申し上げますが、消費税抜き金額となっております。

1の医業収益のうち、(1)入院収益は13億7,672万2,000円、(2)の外来収益は7億128万8,000円。以下、一般会計負担金、訪問看護ステーション収益、また室料差額などのその他医業収益までの合計は22億2,091万5,000円となりました。

2の医業費用は、(1)給与費10億6,884万1,000円は職員の人件費、(2)材料費3億9,914万円は医薬品等の診療材料、(3)経費は施設管理業務などの委託費や光熱水費、賃借料が主なもので3億6,913万2,000円、(4)減価償却費は建物、医療機器等2億144万1,000円のほか、(7)訪問看護ステーション費までの合計は20億6,200万1,000円となり、医業収益から医業費用を差し引きました医業利益は1億5,891万3,000円を計上いたしました。

5ページに移りまして、3. 医業外収益の(1)受取利息及び配当金から(5)その他医業外収益までの合計は7,849万9,000円で、主なものは一般会計から起債の利息の一部を負担金として、また市町村職員共済組合に支払う追加費用に対する補助金であります。

4. 医業外費用(1)支払利息及び企業債取扱諸費から(3)雑支出までの合計は1億457万3,000円で、起債の利息、建物等の消費税に係る繰延勘定償却及び控除対象外消費税が主なものであります。

医業外の収支は2,607万4,000円の損失となり、医業利益から医業外損失を差し引きました経常利益は1億3,283万9,000円となりました。

5の特別損失、過年度損益修正損は、過年度における診療報酬の減額等で475万円でございます。

以上、経常利益から特別損失を差し引きました当年度純利益は、1億2,808万9,000円を計上することができました。

また、前年度繰越欠損金13億7,172万9,000円から当年度純利益を差し引きました当年度未

処理欠損金は、12億4,364万円となりました。

6ページと7ページは省略させていただきまして、8ページをお願いいたします。

平成21年度美濃市病院事業貸借対照表でございます。

資産の部、1の固定資産の合計額は、9ページ3行目の一番右側の列でございますように38億3,189万6,000円となりました。主に建物・器械備品の償却により、前年度と比べ約1億8,400万円の減少となりました。

2の流動資産の合計は、前年度と比べ主に現金預金約2億6,300万円増の13億1,054万3,000円となりました。

3の繰延勘定は、控除対象外消費税額1億4,334万7,000円で、資産合計は、固定資産の減少に対し、流動資産の増に伴い約6,800万円の増加、52億8,578万7,000円となりました。

負債の部、4の流動負債、未払金は前年度と比べ約550万円減少し、1億236万5,000円でございます。

10ページに移りまして、資本の部5の資本金では、(1)の自己資本金は、出資金1億1,031万3,000円の受け入れにより19億812万3,000円に、(2)の借入資本金では、企業債の償還により約1億6,400万円減少の40億9,098万1,000円で、資本金合計では59億9,910万4,000円となりました。

6の剰余金、(1)資本剰余金は、国庫補助金等合計で4億2,795万8,000円、(2)の欠損金の当年度未処理欠損金は、前年度未処理欠損金から当年度純利益を差し引きました12億4,364万円となり、資本剰余金の合計から欠損金の合計を差し引きました剰余金合計はマイナス8億1,568万1,000円で、資本金の合計に剰余金合計を加えました資本合計は51億8,342万2,000円となりました。

また、負債・資本合計は、資本合計に負債合計を加えました52億8,578万7,000円となり、先ほど申し上げました資産の合計と一致しております。

12ページ以降の説明を省略させていただきまして、認第10号の説明といたします。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、議第45号、議第50号の2案件について、総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。赤スタンプ1番、議案集の14ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億386万1,000円を追加して、補正後の予算の総額を85億5,076万3,000円にするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は地方債の補正で、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

18ページをお開きください。

地方債の補正につきましては、臨時財政対策債の限度額を5億6,670万円に変更するもの

でございます。

次に、補正の内容につきまして御説明いたしますので、20ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入もあわせて御説明申し上げます。

第2款 総務費は、876万9,000円を追加して、補正後の額を10億9,635万3,000円にするものでございます。これは、インターネット関係機器購入経費、ボイラー運転業務等庁舎施設管理経費、地区集会所施設改修補助金などの増額でございます。財源は、一般財源でございます。

第3款 民生費は、2,996万9,000円を追加して25億2,299万5,000円にするものでございます。これは、下牧保育園整備補助金、地域子育て創生事業費、福祉医療事務費、自立支援事務費及び自立支援医療助成事業の平成21年度分確定による国庫返還金などの増額でございます。財源は、国県支出金726万3,000円、寄附金等のその他財源1,212万円、一般財源1,058万6,000円をそれぞれ増額いたします。

第4款 衛生費は、580万1,000円を追加して7億8,342万9,000円にするものでございます。これは、衛生センター施設修繕経費、不法投棄監視等パトロール業務経費、女性特有のがん検診過年度分国庫精算返還金などの増額でございます。財源は、国県支出金120万円、一般財源460万1,000円をそれぞれ増額いたします。

第6款 農林水産業費は、330万6,000円を追加して3億1,285万6,000円にするものでございます。これは、農道・用水路等修繕事業、農地制度実施円滑化事業による増額でございます。財源は、国県支出金59万4,000円、分担金のその他財源8万4,000円、一般財源262万8,000円をそれぞれ増額いたします。

第7款 商工費は、1,279万1,000円を追加して2億5,082万4,000円にするものでございます。これは、小倉公園法面整備事業、市観光イメージPR経費、美濃和紙あかりアート館施設修繕事業、韓国原州市訪問関係費などの増額でございます。財源は、国県支出金146万円、一般財源1,133万1,000円をそれぞれ増額いたします。

第8款 土木費は、2,972万5,000円を追加して9億4,630万2,000円にするものでございます。これは、道路・河川・公園敷地の除草・伐採・剪定委託事業、市道路の測量委託業務、道路舗装・側溝等道路改良事業、県道路改良事業負担金、歴史まちづくり計画資料作成関係経費などの増額でございます。財源は、国県支出金682万円、一般財源2,290万5,000円をそれぞれ増額いたします。

第9款 消防費は、468万6,000円を追加して5億3,192万円にするものでございます。これは、防災ラジオ追加購入費用、地域防災交流センター用地費、消防団員退職報償経費などの増額でございます。財源は、消防団員等共済金、防災ラジオ売却代のその他財源104万1,000円、一般財源364万5,000円でございます。

第10款 教育費は、373万9,000円を追加して9億1,813万7,000円にするものでございます。これは、昭和中学校特別支援教室設置事業、県指定文化財修理等補助経費、学校給食センタ

一施設修繕経費などの増額でございます。財源は、国県支出金33万5,000円、一般財源340万4,000円をそれぞれ増額いたします。

第11款 災害復旧費は、507万5,000円を追加して509万5,000円にするものでございます。これは、渡来川の河川災害復旧費の増額でございます。財源は、国県支出金333万5,000円、一般財源174万円をそれぞれ増額いたします。

以上、今回の補正総額は1億386万1,000円で、その財源内訳は、国県支出金2,100万7,000円、その他財源1,324万5,000円、一般財源6,960万9,000円でございます。一般財源の内訳は、臨時財政対策債1億2,670万円と繰越金90万9,000円を増額し、財政調整基金5,800万円を減額するものでございます。

21ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、議第45号の説明を終わります。

続きまして、議第50号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の59ページをお開きください。また、赤スタンプ7番、条例の改正の概要の1ページを御参照ください。

今回の改正につきましては、父子家庭の父を新たに支給対象とする児童扶養手当法の改正がされ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴いまして、美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

現在、父親である消防団員が公務中に死亡した場合、母子家庭への児童扶養手当と公務災害補償の児童数に応じた加算額が二重支給となるため、公務災害補償を減額する受給調整が規定されております。今回、新たに父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりましたので、女性消防団員が公務中に死亡した場合、父子家庭となった家族に対し二重支給とならないように受給調整する規定を新たに設けるものでございます。

それでは、条例の改正の概要の2ページをお開きください。条例の新旧対照表で御説明を申し上げます。

引用する児童扶養手当法の条項の改正で、附則第5条第7項第1号の引用号「第4号」を「第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号の引用号「第3号」に「第8号、第9号又は第13号」を加えるものでございます。

附則は、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で議第50号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 次に議第51号について、教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） それでは、議第51号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

関係資料は、赤スタンプ1の議案集60ページと赤スタンプ7の条例の改正等の概要の3ページをお開きください。

今回の改正の趣旨は、美濃中学校・美濃北中学校の平成24年度学校再編成に伴い、再編成

後の中学校の名称及び位置を定めるものでございます。

改正の内容につきましては、条例の第1条第3項に美濃市が設置しています小・中学校の名称と位置が記されていますが、今回の学校再編成で美濃中学校と美濃北中学校が平成24年4月から再編成し、学校名を「美濃中学校」とすることになりました。したがって、中学校の名称のうち、「美濃北中学校」と位置の「美濃市蕨生2121番地」を削るもので、これにより、中学校は「美濃中学校」と「昭和中学校」の2校となるものでございます。

附則では、条例の施行日を平成24年4月1日と定めるものであります。

今後は再編成するまでの期間、具体的な内容について協議に入っていくことになっております。

以上で議第51号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上で20案件の説明は終わりました。

第23 議第54号（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 次に、日程第23、議第54号を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

議第54号について、市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） それでは、議第54号の美濃市教育委員会委員の任命について、提案理由を御説明いたします。

赤スタンプ1、議案集67ページをお開きください。

現在、市の教育委員会委員としてお務めいただいております古田一芳さんの任期が9月30日をもって満了となりますので、その後任として西尾政徳さんを教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

西尾さんの住所は美濃市47番地8、生年月日は昭和43年10月26日生まれで、年齢は41歳でございます。

西尾さんは、平成3年に静岡大学を卒業され、現在は昭和35年創業の家業の和菓子店「お菓子司 登美家里泉」を経営されておられます。

また、平成8年には、うだつの上がる町並みの旧今井家住宅の前で「茶房とみや」を開店されておられますが、町並みが国の伝統的建造物群保存地区の選定を受ける3年前に家屋の修理をされて開店されており、保存地区内の商店街の草分け的な存在として知られています。

こうして両店の経営の傍ら、市消防団に11年間在籍、美濃青年会議所の役員も経験され、活躍されました。現在では美濃和紙あかりアート展実行委員会の副実行委員長をされるなど、奉仕精神も豊かで、教育・文化などへの造詣も大変深い方でございます。

このように御本人は学校教育や社会教育への関心も高く、性格も温厚・誠実で人望の厚いお人柄で、人格・識見ともすぐれ、教育委員として適任者であると考え、任命いたしたいと存じますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもって説明とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の案件については、委員会付託を省略いたしたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま議題の案件につ
いては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

議第54号について、本案に同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第54号は原案のとおり同意するこ
とに決定いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あすから9月15日までの8日間休会いたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、議案精読のため、あすから9
月15日までの8日間休会することに決定いたしました。

なお、発言通告書は、一般質問については本日の午後4時まで、質疑については9月9日
の正午までに事務局へ御提出ください。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月16日は午前10時から会議を開きます。当日の議事日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後0時02分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年9月7日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 森 福 子

署 名 議 員 山 口 育 男

平成22年9月16日

平成22年第6回美濃市議会定例会会議録（第2号）

議 事 日 程 (第 2 号)

平成22年 9 月 16 日 (木曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計決算歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計決算歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第10号 平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第11号 平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第14 議第46号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第47号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第48号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第49号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第50号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第51号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第52号 市道路線の認定について
- 第21 議第53号 市道路線の変更について
- 第22 市政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

第 1 から第22までの各事件

出席議員 (1 4 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
4 番	森 福 子 君	5 番	山 口 育 男 君
6 番	佐 藤 好 夫 君	7 番	武 井 牧 男 君
8 番	市 原 鶴 枝 君	9 番	鈴 木 隆 君
10 番	岩 原 輝 夫 君	11 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君

14 番 野 倉 和 郎 君

15 番 塚 田 歳 春 君

欠席議員（1名）

3 番 太 田 照 彦 君

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	梅 村 健 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君
総 合 政 策 課 長	太 田 己 代 治 君	市 民 生 活 課 長	宮 西 嘉 弘 君
健 康 福 祉 課 長	佐 藤 祥 一 君	産 業 課 長	猿 渡 政 明 君
土 木 課 長	丸 茂 賢 治 君	秘 書 課 長	市 原 英 樹 君
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	小 野 木 卓 君	教 育 委 員 会 人 づ くり 文 化 課 長	篠 田 克 志 君

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 次 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		

開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

○議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり決めました。

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 武井牧男君、8番 市原鶴枝君の両君を指名いたします。

第2 認第1号から第21 議第53号までと第22 市政に対する一般質問

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、認第1号から日程第21、議第53号までの20案件を一括して議題といたします。

日程第22、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、13番 児山廣茂君。

○13番（児山廣茂君） おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、一般質問、地域ふれあいセンターの運営状況と、新たな活動など具体的な内容について、総務部長にお尋ねいたします。

よりよい地域活動の拠点となるためにと、市内6ヵ所の出張所が、本年の4月から地域ふれあいセンターとして生まれ変わって約半年が経過しました。上牧と下牧地区は5月途中からとなりましたが、その他の地区では4月から新しい所長が着任し、職員も嘱託職員の2人体制となりました。当初は、業務に支障が出ないかと心配する声もありましたが、各地域では、従来からの主な活動としてこいのぼり上げやウオーキング大会、軽スポーツ大会、天王山登山大会、仮装盆踊り大会、文化祭などの行事も順調に行われているように見受けられます。

そこで、出張所が地域ふれあいセンターへと移行してから、これまでの間、センターの運営はどのような状況となっているのか。また、新たな活動として具体的に取組みられたような事業がありましたら、どのような内容のものか、お尋ねをいたします。

行財政改革の推進の中で、出張所の改廃及び地域活動サービス施設への転化などを掲げております。高齢者が2階へ上がるのに、2段、3段と階段の上りおりが非常に困難である施設のところもあります。また、1階にある数年間ほとんど利用されていない調理室などは大広間として改修するなど、気軽に立ち寄れる施設となるような工夫も必要であると考えます。新たな地域のふれあいセンターとして生まれ変わることが、よりよい地域づくりにつながる新たな機能だと思いますが、どのようにお考えか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） おはようございます。

それでは、児山議員の一般質問、地域ふれあいセンターの運営状況と新たな活動など、具体的な内容についてお答えをいたします。

出張所が地域ふれあいセンターへ移行して約半年余りが経過したところでございます。新たな所長も着任し、主にこれまでの間は、業務が停滞したり、これまでの活動が後退することのないよう注視をしながら、助言・指導に努めてきたところでございます。新たな所長の中には、ふなれのせいもあり、当初戸惑った面もございましたが、一日でも早く地域の状況把握に努め、地域の皆さんになれ親しんでいただけるよう心がける努力をお願いしてきたところでございます。

毎月開催の所長会議での情報交換や巡回、あるいは電話等による個別の相談等により、常にセンターとは情報を共有しながら、その運営をサポートしてまいりました。おかげをもちまして、地域の皆さんから、事務事業などについて特に御指摘をいただくようなこともなく、これまで順調に運営されているものと考えております。

各地区では、工夫を凝らし、従来の事業を積極的に推進しながら、新しい試みにも取り組んでいただいております。洲原地区では、洲原探検・体験文化祭の開催、下牧と上牧地区でのふれあいまつり、大矢田地区のふるさとの夏祭り、藍見地区の仮装盆踊り大会、中有知地区の文化祭など、それぞれに代表される事業が実施・計画されているほか、蛍コンサートや軽スポーツ大会、ウォーキング、登山大会の開催、地域づくり支援事業など、それぞれに地域の皆さんが主体となって取り組んでいただいております。

議員お話のように、地域ふれあいセンターとしての機能をより一層高めていくためには、各種団体等の活動支援はもとより、地域の皆さんが気軽に立ち寄り、憩いと交流の場となることも重要であり、そのためには、明るいイメージづくりの工夫や施設の改修も必要であると考えております。今年度におきましては、試行的に洲原と大矢田の2ヵ所のセンターにおきまして、お茶を飲み、ゆっくりおしゃべりができるようなコーナーを設置するため、今定例議会におきまして補正予算をお願いしているところでございます。施設によっては段差の改修が必要な箇所もあり、施設の効率的な活用を図るための大規模改修が必要なところもございます。現在、考えておりますことは、各センターごとに施設の問題点や改修についてのアンケートや計画書の提出をお願いし、その結果によって、すぐにでも対応可能なものについては新年度予算に計上し、大規模な改修など、センターによっては一度にすべてを改修することは財政面からも困難な状況があれば、各施設の改修計画を立てながら、優先順位の高いところから順次改修できるよう努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、14番 野倉和郎君。

○14番（野倉和郎君） おはようございます。

私は、発言のお許しをいただきましたので、道の駅「美濃にわか茶屋」駅長の退職に係る

労働裁判の経緯について、一般質問をいたします。

道の駅「美濃にわか茶屋」は、平成19年9月8日に開駅して以来、来客者、営業収益なども順調に推移しており、何も問題がない優良な事業運営がされているものと思っております。

しかし、平成22年6月26日の中日新聞によりますと、初代駅長として2年半務めた市内男性との間に労働審判があり、男性との間に調停が成立したとの報道がありました。

私は、2月に美濃にわか茶屋駅長の募集を知りました。その内容は、採用日を本年4月1日、募集期間は1月25日から2月8日までとなっておりますので、駅長が退職するための欠員補充と見ておりました。その後、一向に新しい駅長の発表がなく、どうなのかと思っておりました。風の便りに、駅長の退職に問題が生じ、裁判所に申し立てが出されているという話を耳にしまして、早く円満な解決が図れるよう、私も心配しておりました。

6月26日の記事を読んだ多くの市民から、その内容について議員として質問を受けました。しかし、議会に対して何ら説明がないため、市民の問いに答えられない私は、議会での一般質問も考えましたが、いずれは社長の副市長から議会に対して当然詳細な説明があるものと考え、待っておりましたが、説明もないまま今日まで至っております。

新聞報道によりますと、初代駅長は岐阜地裁への申立書の中で、定年退職の通知は、退職日の半年前までに必要、採用時の求人票に「定年制あり、再雇用あり、65歳まで」との記載があったため、突如退職を主張することは合理性がないとしております。これに対し、会社側は、就業規則にのっとり定年退職と主張してきたとのことですが、手続に不備があったことは否定できないとして、退職金を支払うことで裁判所の調停に応じたという内容です。

この報道以降、市民の中には、私に真相を問いたず人や、いろいろなうわさ話をされる人がみえます。

道の駅「美濃にわか茶屋」は、市が整備し、市及び中濃森林組合、めぐみの農協、長良川中央漁業組合や美濃商工会議所が出資、社長を副市長が務めるなど、いわゆる公共的機関、第三セクターの会社であります。仮にも初代駅長として開駅以来、美濃にわか茶屋を内外に情報発信し、多くのお客さんが利用される県内でも優秀な駅に御尽力され、多大な功績を残した駅長の退職が、地裁への申し立てをしなければならないような事態を起こした会社の対応については、大いに問題があると考えます。

企業の社長が議会で答弁するためには、所要の手続が必要であることは承知しておりますが、整備建設費や出資金などに多額の公金を支出している以上、社会的にも道義的にも、市民の代表であります議会に対し、説明責任を果たすことは当然であると考えます。個人情報に係る部分は別としまして、裁判に至った経緯等、指導的立場にある産業振興部長にお尋ねします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） おはようございます。

野倉議員の一般質問、道の駅「美濃にわか茶屋」駅長の退職に係る労働審判の経緯について

て、お答えいたします。

道の駅「美濃にわか茶屋」は、平成19年9月にオープンしてから、利用者も大幅に伸び、平成21年度の利用客は、買い物客35万人、飲食利用客8万2,000人、合計43万2,000人となり、大幅にふえました。売上高につきましても、産直部門1億3,342万9,000円、特産品部門6,074万8,000円、レストラン部門4,462万円、仕入品部門2,119万円で、合計2億5,998万7,000円となりました。平成20年度と比較しますと、売上合計で11.08%の増加となり、特に産直部門では31.21%の増加となりました。これは、一つに常に善良な注意を払って当施設管理を行い、利用者に対し、美濃市の観光窓口として親切丁寧に接客サービスをし、観光のPRを図るとともに、利用しやすい休憩施設となるよう努めてきた成果のあらわれだと思っております。

議員の御質問でございます、当前駅長の退職に係る労働審判の申し立てについては、平成22年6月25日に調停が成立したものでございます。

労働審判に至った経緯といたしましては、前駅長に対して、定年退職の年齢に達していたため、平成21年12月14日付で株式会社美濃にわか茶屋社長から退職日を平成22年3月31日をもって定年退職とする通知がされました。これに対して、平成22年2月16日に前駅長から、定年退職としても予告解雇としても無効であり、平成22年4月1日以降も雇用契約上の権利を有する地位にあることを確認する旨の労働審判の申し出が岐阜地方裁判所へされました。以後3回にわたり、岐阜地方裁判所において、労働審判委員会の審理、調停が行われ、成立したものです。調停の内容は、申立人と相手方は、雇用契約が平成22年3月31日限り、期間満了により終了したことを相互に確認するものであります。相手方は、申立人に対し、退職金の支払い義務があることを確認されました。

この調停に至った経緯及び審査、調停の趣旨等は取締役会等で随時報告され、退職金等が支払われました。

以上、報告申し上げ、答弁といたしますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） 私は、一般質問5点について、これからお尋ねをいたします。

初めに、防災ラジオについて、総務部長にお尋ねをいたします。

防災ラジオの第2回目の申し込み受け付けが、当初は6月1日から6月末までとなっておりますが、8月20日まで延長され、その結果857台の申し込みがあったとのことで、市民の要望が受け入れられた結果だと思えます。前回の2,100台と今回合わせて約3,000世帯に行き渡ることになりました。今回が最後の機会であれば、ストックされる台数の読みを真剣に検討しなければならないと思えます。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

一つ目に、独居老人、高齢世帯の設置状況の確認についてお尋ねをいたします。

独居老人、高齢者世帯につきましては、特に情報をキャッチしていただかなくてはならないと思えます。そのために、個々面接による設置状況の確認と購入の有無についての調査をしていただき、購入希望者があれば対応をお願いいたします。また、非課税世帯の対応は火

災報知機と同じ条件で設置できないか、お尋ねいたします。

二つ目に、今後、美濃市に転入される方など、新たな世帯等への対応についてお尋ねをいたします。

こうした世帯の方については、防災ラジオの取り組みについても知られておりません。そこで一定数のストックをし、対応する必要があります。それを見込んでのストック数は何台にされますか、お尋ねをいたします。

二つ目に、同報無線難聴地域対策についてお尋ねをいたします。

その中の一つ目として、保守点検についてお尋ねをいたします。

機器調整のための放送に大変苦情があったと思いますが、事務的な処理でなく、市民側に立った方法を十分考えて行っていただきたいと思います。今回の方法に改善の余地があるのかどうかお尋ねいたします。

また、小倉山のサイレンの吹鳴試験も全市的に流れますが、この点についての調整ができないか。また1点、放送の際の雑音ですが、このことについても改善できないか、お尋ねいたします。できなければ、具体的な説明をお願いいたします。

二つ目として、難聴地域に対する今後の対応についてお尋ねをいたします。

防災ラジオの普及には、2回の取り組みでほとんどの希望者に行き渡ったと思いますが、そこで次の対策として、1回のときに調査されました「防災ラジオ受信状況マップ」の中で表示されています受信感度1の難聴地域については、神洞地区については全地域、御手洗地区はほとんどの地域等が難聴地域に当たります。こうした難聴地域解消に向けて取り組むことが非常に重要だと思います。今後、こうした地域の難聴解消に向け、どのように取り組みをされますか、お尋ねをいたします。

次に3点目に、AEDについてお尋ねいたします。

現在、行政が管理されているAEDが、地域ふれあいセンター等で22台設置され、貸し出し可能なAEDは教育委員会に1台と伺っておりますが、行政の閉庁時間外の利用となりますと利用が不可能でございます。24時間利用可能が必要条件と思いますが、現在はそれできません。ぜひ、いざというとき、いつでも利用できるような24時間体制にできないか、お尋ねをいたします。

次に4点目として、学校の暑さ対策について、教育次長兼教育総務課長にお尋ねをいたします。

今年は異常気象で、猛暑日が連日続き、熱中症患者が多く発生しています。

学校も、夏休みが終わり2学期が始まりました。2学期の大きな行事であります運動会の練習も、こんなに暑い日が続くと、開催にも支障を来すのではないかと心配されております。

私は、9月3日午後1時過ぎ、牧谷小学校を訪問し、教室の気温について状況を把握してまいりました。当日は曇天でしたが、教室の気温は1階が30.5度、2階が33度、3階が34度ございました。5年生の教室は3階で、室内温度も高く、児童の顔からは汗が噴き出て、顔も赤らんでいました。暑い暑いと言っておりました。学校の対策としましては、図書

室のクーラーを稼働させ、避難場所としているとのことでした。そこで、よい環境のもとでの授業が受けられるよう取り組まなければならないと思い、お尋ねをいたします。

一つ目に、学習できる環境づくりについてお尋ねをいたします。

一般の事務所には、総務省の通達に従い、一定基準以上の室内温度になれば基準値内の温度設定でクーラーを入れますが、学校においては、図書室、保健室、パソコン教室、職員室、校長室にはクーラーの設置がされておりますが、普通教室には設置されておられません。学校における児童の暑さに対する対策はどのようにされていますか。また、児童が授業時間に耐えられる教室内の気温の判断は何度ですか、お尋ねをいたします。

二つ目に、クーラーの設置について。

現在は、各学校の普通教室にはクーラーが設置されておられません。こんな気温が高い日が続けば、全教室にクーラーの設置が必要と思いますが、どうお考えですか、お尋ねをいたします。

3点目に、緑のカーテンについてお尋ねをいたします。

自然を利用し、経費的にも安価にできるアサガオ、ヘチマ、ゴーヤといったつる科の植物を利用しての暑さ対策の方法もありますが、本年このような方法で暑さ対策をされた学校はありますか。なければ、来年は本格的に取り組まれますかどうか、お尋ねをいたします。

四つ目に、グラウンドの芝生化についてお尋ねをいたします。

校庭の芝生化を先進的に取り組まれている学校が幾つもあります。校庭の芝生化は、夏の校庭の温度上昇を抑えるといった効果があります。こんな機会に、学校の芝生化に取り組んではどうかと思います。

本市においても、洲原生涯学習センターのグラウンドが地域づくり支援事業の一環として芝生化に取り組まれました。そのグラウンドでは、休日には多くの児童が、指導者のもとで元気いっぱい走り回っておりました。先週の日曜日、またそこを通りましたので、その参加児童数を数えましたところ、三十数名練習しておりました。グラウンドの芝生化によるアンケート調査、これは兵庫県の誠道小学校児童111名、教職員18名。調査日は、平成21年6月11日から6月22日の調査でございますが、「芝生の運動場をどう思いますか」の問いに、児童は「大好き」67%、「まあまあ好き」18%、「普通」11%、「少し嫌い」4%、また教職員では、校庭の芝生化前に、「校庭に芝生化に関してどう思いましたか」の問いに、「賛成」81%、「反対」6%、「よくわからない」13%ございました。また、「校庭の芝生化後、子供たちの様子に変化が見られますか」の問いには、「大いに見られる」が94%、「少し見られる」6%という結果が公表されています。

温暖化対策だけでなく、芝生化には、一つ目に、天然芝の持つ弾力性、柔らかさ、転倒してもクッションの役割を果たすなど屋外活動を促進する。二つ目に、夏の校庭の温度上昇を抑えるといった環境への効果、三つ目に、校庭での強風に伴う飛び砂防止、四つ目に、心身に対するいやし効果、五つ目に、学校・家庭・地域の連帯強化の拠点づくり、こうしたことからぜひ導入されますことを御提案いたします。

私も、特に暑いところの台湾の小学校へ視察に訪れたときに、こういった学校については、芝生が青々としていたことを今思い起こしております。ぜひとも芝生化に積極的に取り組まそう、それについてお尋ねをいたします。

五つ目に、サイクルシティ構想についてお尋ねをいたします。

現在、サイクルステーション道の駅での自転車の貸し出し、サイクルコースの9コースの設定といった観光客向けの事業、市内の地域ふれあいセンターまで拡大してのアシスト自転車の貸し出し、また自動車利用の高齢者が日常アシスト自転車、また電動三輪車による日常活動の社会的実験モニターの募集も始まりました。富山市におかれましては、シクロシティ社とバイクシェアリング事業の導入について合意し、本年3月20日スタートし、利用者が事前に登録を済ませることにより、各所に設置されたステーションから自由に自転車を利用し、また任意のステーションに返却することができる新しい交通サービスと呼ばれ、環境に優しい自転車による公共交通通として注目されております。

本市においては、平成21年度の事業として、自転車の盗難予防としてのパーキングポールの設置、健康増進事業として、21年度の事業として初めてサイクリングモニター事業に取り組みました。サイクリングと健康との関係性についてのデータが把握されたことと思います。自転車利用への啓発に生かされるものと思いますが、そこで一つ目に、サイクリングモニター事業について、今日まで把握しているデータをどのように分析され、その成果についてお尋ねをします。二つ目に、サイクリングモニター事業推進に当たっては、職員が率先垂範して取り組むべきだと思いますが、その取り組みについてお尋ねをいたします。

今回新しい事業としてサイクリングモニター事業に取り組みましたが、私はこうした企画に対しては大変共鳴もし、期待もいたしました。何事も机上論だけではなく、実際に実行し、経験することが事業推進に必要と思います。推進に対してネックとなっているものは何か、ハード面・ソフト面の真の問題点が浮き彫りになります。そこで、まず職員が率先垂範して取り組むことが必要と思います。このような取り組みについての考えをお尋ねいたします。

以上、お願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、武井議員の一般質問の1点目、防災ラジオについてお答えいたします。

防災ラジオにつきましては、市民の皆さんからの御要望もあり、今年度、前回同様に1台1,000円にて再度の販売を行うこととしたものでございます。当初500台を想定し、購入希望を募りましたところ、予想以上に申し込みをいただき、最終的には、現時点での申込受け付け件数が857台となったところでございます。

今年度、当初予算では500台分を計上いたしましたが、今定例議会におきまして500台分を追加する補正予算をお願いしているところでございます。追加分を500台といたしましたのは、生産ラインの関係から500台が発注単位の目安となっていることと、今後のストックと

して100台程度は確保しておきたいとの考えによるものでございます。現時点での残りは143台となりまして、今後の需要にはおこたえできるものと考えております。

ひとり住まいのお年寄りや高齢者世帯での防災ラジオの購入状況等は把握いたしておりませんが、こうした要援護世帯につきましては、災害等緊急時において防災ラジオによる情報伝達は重要であると考えておりますので、民生委員を初め、関係団体の皆さん方にも御協力をお願いしながら、ラジオの設置状況や購入希望の有無等の把握に努め、購入希望者があれば対応してまいりたいと考えます。

また、非課税世帯には火災報知機と同じ条件で設置できないかとのお尋ねでございますが、設置が義務化されております火災報知機と希望の有無により販売させていただく防災ラジオとの違いや、既に購入された世帯との公平性の問題など難しい点もございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、お尋ねの2点目、同報無線難聴地域対策についてお答えいたします。

同報無線につきましては、市役所の親局、または美濃消防署の遠隔制御局から発した放送の電波を、市内全域に設置の82カ所の子局・孫局で受信をいたしまして、音声を流しております。

万一に備えての同報無線の定期的な保守点検は重要であり、2日間ほどの作業日程で年に2回、業者委託により実施しているところでございます。点検では、電波の受信状況や音声の状況を確認する必要があり、市内82カ所で、それぞれの試験放送による点検が欠かせないものとなっております。試験放送に際しましては、点検設備以外のところでは放送が流れないように制御しておりますが、電波の関係上、防災ラジオに限りましては試験放送をとめることができず、防災ラジオをお持ちの御家庭には大変御迷惑をおかけしているところでございます。

試験放送を行う場合には、これまでも時間帯や回数の圧縮など、できる限り御迷惑をおかけしないように努めてきたところですが、解決できない部分もございますので、今後は、事前、あるいは当日におけるお知らせを徹底し、市民の皆さんに御理解と御協力をお願いしてまいりたいと考えています。

小倉山サイレンの吹鳴試験の際に流れますお知らせ放送につきましても、同様の構造上、すべての防災ラジオに電波が流れることから、これを調整することは困難な状況にあります。

また、放送の際に発する雑音につきましては、同報無線の電波がアナログ波であり、その起動信号が雑音となってあらわれておりますことから、現状ではこれを解消することは困難な状況にあります。大変お聞き苦しい点はあるかと存じますが、御理解賜りますようお願いいたします。

防災ラジオの電波が受信しがたい地域につきましては、ラジオの設置場所やアンテナを張る位置などによっても若干異なってくる場合もございます。しかしながら、どうしても受信できない家庭では、屋外にアンテナを設置し、ケーブルでつなぐ方法や、中継局としての代表のアンテナを設置するなどの対応策が考えられますが、いずれも多額の費用を伴うことか

ら、すべての世帯にこうした対策を講ずることは難しいものと考えます。今後、調査のうえ、対応等について検討してまいりたいと考えております。

次にお尋ねの3点目、AEDについてお答えいたします。

市が設置しておりますAEDは、市役所を初め教育委員会、文化会館、中央公民館、体育館、上牧を除く各地域ふれあいセンター、美濃和紙の里会館、観光協会、紙のふるさとふれあいセンター、道の駅「美濃にわか茶屋」の14施設と、各小・中学校に1台ずつ配置し、合計で22台となっております。そのほか、市内6カ所の保育園にも貸与しております。また、最近では、コンビニを初め、民間の事業所においてもAEDを設置されているところがふえてきております。

AEDが設置してあります施設につきましては、玄関付近に設置の表示マークをしるし、人目につきやすいところに備えつけるなど、いざという時に利用いただけるようにしております。

しかし、一方で、議員御指摘のように、市役所以外の施設では、閉庁時は施錠により無人となり、この場合の利用が困難な現状にあることは確かでございます。

AEDは直接人体に触れる機器であり、適切な管理のもとで、常に使用可能な状態に保っておくことが必要でございます。屋外に設置すれば24時間、いつでも利用可能とはなりますが、管理面での問題もあり、難しいと考えております。しかし、御指摘の点は命に直結しますので、実施できるような方向で、今後、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 武井議員の4点目の一般質問、学校の暑さ対策についての一つ目、学習できる環境づくりについてお答えいたします。

日本の学校では、暑さ対策の一つに夏季休業日があります。夏季の一番暑い時期に、暑さによって児童・生徒が勉強に集中しづらくなり、学習効果が上がらないことから、夏季休業日が位置づけられております。

本市の場合、この夏季休業日は美濃市立小中学校管理規則により、7月21日から8月31日までと定めています。この夏季休業日の前後には暑い日もございますが、子供たちにある程度の暑さの中でも、我慢しながら、集中して勉強できるような力をつけることが大切だと考えています。暑さを体験する中で自分の体調の変化を知り、暑さに対する自分に合った健康を管理する自己健康管理能力をつけていくことも大切なことと考えます。

学校における暑さ対策としましては、窓を全開にして換気を行う、教室で扇風機を回していることなどがございますが、熱中症対策としては、水分補給のため、子供たちに家からお茶を持ってきてもらっている学校もありますし、特にことは、屋外へ出るときには帽子をかぶる、炎天下での運動会の練習を避ける、塩をなめる、保冷剤で体を冷やすなどの対策を講じています。今後も、その時々状況に応じた対応をしてまいりたいと考えております。

また、授業中に児童の耐えられる気温につきましては、文部科学省が学校環境衛生基準で

うたっておりますように、10度以上30度以下が望ましいとしておりますので、その範囲内であると考えております。

次に、二つ目の御質問、クーラーの設置についてにお答えします。

ことは、2学期が始まって太平洋高気圧の勢力が衰えず、大変厳しい暑さが続いております。気象庁は、ことしの暑さを30年に1回の異常気象と発表しているため、現時点では各小・中学校の普通教室にクーラーを設置することは考えておりませんが、設置している学校は県下でもまだ少なく、状況を見ながら検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、三つ目の御質問、緑のカーテンについてでございますが、今年度、暑さ対策としてアサガオとゴーヤで緑のカーテンをつくった学校は1小学校で、2年続けて職員室前に実施しておりますので、その成果を踏まえながら、学校と一緒に検討していきますのでお願いいたします。

次に、四つ目の御質問、グラウンドの芝生化についてでございますが、芝生化を行うことでのメリットは議員御指摘のとおりたくさんあると考えております。

この件につきましては、グラウンドの芝生化が児童・生徒の遊びやスポーツや学習に好ましいと言えるのか、小学校と中学校で芝生化に違いはあるのかなど、施工の経費や維持管理の問題とともに詳しく研究する必要があるととらえておりますので、検討させていただきたいと考えています。

以上をもちまして、答弁いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） おはようございます。

武井議員の御質問の5点目、サイクルシティ構想についての一つ目、サイクリングモニター事業について、今日まで把握しているデータをどのように分析され、その成果はどうかについてお答えいたします。

サイクリングモニター事業は、日々の生活やレクリエーション等において、自転車を活用した健康づくり、体力づくりを推進する事業の一つとして、昨年度、「広報みの」や各種検診時でモニターの募集をかけたところでございます。募集要件は、美濃市在住の20歳から74歳で、ヤング健診や特定健診を受診している方で、自転車活用の前後の健診数値を比較し、自転車の効果・効用を探ろうという目的で始めましたが、応募は3人で行われました。応募された方には、スピード、距離及び消費カロリーが表示されるメーターを提供し、記録をとっていただき、その実践記録の報告をいただきました。

秋に開催した「福祉健康いきいきフェア」では、モニターの方が春から秋にかけて実践された市内周遊コース、長良川沿線コース、琵琶湖一周コース、上高地コースなどのサイクリングコースを市民に紹介したところ、大変好評を博しましたし、同時にモニターの追加募集をしたところ、新たに3人の方にモニターになっていただくことができました。

さて、事業の成果でございますが、自転車は、相当の距離を、相当なスピードで、相当な

時間や日数を継続的に利用しないと、健康づくり、体力づくりの効果や影響は目に見えて出てこないと思われまます。残念ながら、モニターの人数も少なく、モニターごとに自転車の活用方法や利用時間等もまちまちで、確たるデータを得ることはできませんでした。ただ、モニターの皆様には、自転車に乗るときの爽快感、走行距離や走行スピードとカロリー消費の相関関係などについて、身をもって体感していただけたのではないかと考えております。

市としましては、今回の事業を検証し、サイクリングモニター事業の先進市の事例も参考にしながら、再度モニター事業に取り組んでいきたいと考えており、モニターの募集についても、広報や健診時に加え、各地区保健推進員の皆様等の御協力もいただき、市民の皆様が気軽に楽しく自転車を活用していただけるよう広く募集をかけていきたいと思ひます。

なお、市では現在、市役所や地域ふれあいセンターを拠点に電動アシスト自転車の試乗モニター事業を行っておりますが、こちらの事業にも取りつけメーターを貸与するなどしてデータを収集し、活用していけたらと考えております。

自転車は、身近で気軽に有酸素運動ができます。また、地球環境にも優しいエコな活動で、スローライフそのものであると同時に、地域コミュニティーの醸成にもつながるものであると考えております。

御質問の二つ目、サイクリングモニター事業推進に当たっては、職員が率先垂範して取り組むべきだと思ひますが、その取り組みについてお答えします。

6人のモニターの中には、1人の職員と1人の元職員がおります。健康づくりには、ウォーキングやサイクリングを初め、各種のスポーツ活動を継続して実施していくことが大変効果があると考えております。今後、各種健診時やイベント開催時など、あらゆる機会を通じて、自転車の活用が健康づくりや体力づくりにいかに効果があるかを、カロリー消費等の数値を示しながら自転車愛好者をもっともっとふやしていきたいと考えております。特に職員には、その先頭に立って事業の推進をお願いしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 7番 武井牧男君。

○7番（武井牧男君） それぞれ御答弁をいただきましたが、この中で4点ほど要望をさせていただきます。

初めに、AEDについてでございますが、これは24時間体制がとられますことを切に要望いたしますとともに、特に過疎地域におきましては、救急救命のときに消防署、また病院等が遠く、厳しい環境の中にあります。身近なところにAEDの設置が必要と思ひます。24時間体制への検討の際、過疎地域のAED増設に向けての検討もよろしくお願ひいたします。

また、学校の暑さ対策についてでございますが、30年に1度ということで、本年度限りであればよろしいんですが、これが来年度以降もということになりますと、今年度の対応だけでいいということではなく、あらゆることを想定しながら来年度以降へということ、本年度における……。

ちょっと戻りますが、文部科学省が学校環境基準にうたっております10度以上30度以下が望ましいとされていますが、本年のような30度を超える猛暑日何日も続きます。こういったことについて、各学校で対応され、本当に無事故であられたということが大変よかったと思いますが、生命にかかわる問題でありますので、本年の各学校の取り組み、または対策について十分教育委員会においては取り組まれ、来年度以降、こういったことが起きたときの対策、また指導に生かしていただきますよう要望いたします。

また、校庭の芝生化についての要望ですが、答弁では、詳しく研究する必要があるとらえておりますとの御答弁ですが、私といたしましては、質問以前に研究されている問題ではないかと思っております。本市においては、少子化に伴い学校編成が行われ、ほとんどの生徒・児童が徒歩通学となります。また、近所隣で友達もいなく、野外で飛び回って遊ぶ子供の姿も見かけることがなくなりました。こうした環境の中で、知らず知らずのうちに自然に鍛えられた身体、また遊びの中から培われていく、自然と共生していくための知識・知恵も得がなくなってきたのではないかと思っております。唯一、集団で友達と遊び、学べるのは学校だけのような気がいたします。こうした問題解決の方法として、校庭の芝生化が提起され、実践されているのではないのでしょうか。

先ほど述べましたアンケート調査結果のように、「校庭の芝生化の子供たちの様子に変化が見られますか」の問いには、教職員の回答結果では「大いに見られる」94%、「少し見られる」6%、合わせて100%の方が変化が見られるという評価をされています。ぜひ研究し、芝生化に向けての積極的な取り組みを強く要望いたします。

また、サイクリングモニター事業についてでございますが、新事業として取り組まれました結果を御報告していただきましたが、取り組みとして一言で言えば、強い言葉にはなるかと思っておりますが、残念な結果、取り組みの姿勢があつたのかとの思いがいたします。モニター用の取り付けメーター10個中6個使用、4個は未使用、たった10人のモニターが得られなかったのが理解しがたいのが私の今の心境でございます。今回の取り組みについても十分検討し、目標値必達の気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

また、そうした検証の結果、今年度以降の、今御答弁の中には、ことしのことを反省され、積極的な答弁のようにも伺っておりますので、期待しますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時01分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） おはようございます。

私は、一般質問3点を行います。

1点目は、（仮称）池尻・笠神工業団地の進捗状況についてであります。

この工業団地計画は、平成18年に県と美濃市、関市3者が協議を行い、東海環状自動車に近く、立地条件がよく、将来企業誘致が期待できると事業を進めていくことで一致し、平成20年度に市は可能性調査費500万円を予算化しました。

計画の概要は、総面積83.58ヘクタール、そのうち分譲面積は43.23ヘクタール、約51.72%で、現在あるテクノパークの1.75倍とも言われております。総事業費は約130億円、そのうち市の負担分は、都市計画道路など道路整備、上水道建設費で約5億1,000万円となるようであります。既に両市は文化財試掘調査も完了しておりますが、なかなか前に進むことができないようであります。平成22年度施政方針や第5次総合計画の策定の中でも、産業の振興の中で重要な位置づけがされております。

市民の皆さんの中には、雇用の場につながると期待をされる一方、市の持ち出しが幾らになるのか、厳しい財政状況の中で持ちこたえることができるのか。また、今日の経済状況、景気低迷の中、資金をつぎ込んで造成しても、果たして企業誘致できるのかなどの心配の声もあります。そこで、今日までの経緯についてと、現在何が問題になっているのか、お尋ねをいたします。

次に、質問の2点目、岐阜・高富線の昼間のバスの運行便数が減らされましたが、その対応策として、スクールバスの活用ができないか、質問いたします。

人間だれしも年を重ね、今、車に乗れても、だんだん乗れなくなる方がふえてきます。高齢化率の高い本市においてはなおさらです。外出しようと思っても、その手段がなければ家に閉じこもりがちになってしまいます。

現在、市内を走っている公共交通機関は、長良川鉄道、岐阜バスの牧谷線、高美線と市が運行している「わっちも乗るCar」です。ところが、岐阜バスの高美線が4月から昼間の本数を減らしたため、大変困っていらっしゃる方がおられます。ここに、その方からの手紙がありますので、一部を読み上げたいと思います。

笠神には、梅山大学の文化講座にバイクや自転車で通っている方がいます。また、通いたくても交通手段がないので、行けないとおっしゃる方もいます。私も、去年の暮れから藍川団地まで歩けるよう、ウォーキングをして、やっと4月から岐阜バスの12時台に乗って合唱クラブに行けると喜んでおりましたのに、そのバスがなくなってしまうと聞いてがっかりしました。でも、やっぱり行きたくて、10時台のバスに乗って町をぶらぶらと昼食をとって、中央公民館に行くことにしました。でも、やっぱり時間のロスはもったいない。また、30度を超すこの暑さの中、20分も歩くことは危険だと思い、暑さがやわらぐまでお休みをしております。何ともやり切れない思いであります。

梅山大学でも、アルキニストのメンバーは大変多くあります。なぜなら、笠神まで迎えに来てくれるからです。大矢田や極楽寺の方々も同様ですね。他のクラブはバイクや自転車や車の相乗りです。でも、笠神と藍川団地は車に乗れる人がいないので、大変困っています。また、バイクや自転車は車を運転する人にとってはとても恐怖な存在だとおっしゃっています。ましてや、70歳代、80歳代の方がふらふらと乗っている様子は恐怖そのものだと思います。

す。

そこで提案ですが、土曜日だけ1時間早く運行していただけないでしょうか。土曜日は病院も休日ですから、そのための利用はないでしょう。これは、美濃市駅を12時10分発のものに限ってです。これが極楽寺共栄着13時5分、折り返して共栄前を13時15分発で、美濃市駅着14時10分着。これを土曜日だけ1時間早めていただけないでしょうか。そうすれば、合唱クラブに間に合います。また、ショッピングも合わせて1時間内で済ませることなく、コーヒータイムもとれてゆっくり買い物ができます。ただし、下りの美濃市駅発15時は変えないでください。公民館前15時8分にみんなが乗れます。このような話し合いができる集まりを市の呼びかけでやっていただきたいと思います。

わっちも乗るCarは、利用者の意見を聞いた上で時間運営を決めてほしいものです。運行経路、バス停の場所も、利用したい人の意見を聞いてください。車に乗れる方は、いつでもどこでも自由に動けるから、気づいてもらえないことが多いと、そういうような内容の手紙が私どもへ届きました。

この方が言わんとするところは、今まで利用したバス路線が廃止され、梅山大学の講座も受けられないということで大変困っていらっしゃるわけです。

この手紙は担当課にも渡してありますので承知だと思いますが、担当課ではその時間帯は他の路線を運行しており、一人のために時間を変えるのは大変困難との考えでありました。それならば、スクールバスの活用ができないかというふう考えた次第です。市長も以前から、空いているスクールバスの有効活用については言及されておられるので、ぜひ考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしく願いをいたします。

質問の3点目、有害鳥獣対策について質問いたします。

有害鳥獣被害は全国的にも増加しており、美濃市においても猿、イノシシ、ハクビシン、アナグマなどの有害鳥獣により、せっかくつくった農作物が収穫直前に一夜にして破滅的な被害を受けるなど大きな被害が出ており、楽しみの野菜づくりが猿やイノシシのえさになってしまっはやる気はしません。そうなれば、耕作放棄地もどんどんふえていきます。

市内でも、牧谷あるいは洲原方面の被害は相当なものです。そこで、市としてこれまでの被害額をつかんでおられるのか。つかんでいるとすればどのくらいになるのか。ちなみに08年度の県全体の被害額は約3億8,000万円となっております。

2点目として、駆除の現状について質問いたします。

市が行っているのは、銃器やわなの捕獲を猟友会に依頼されておりますが、会員数は何人おられるのか。出動した場合の手当はあるのか。また有害鳥獣を捕獲した場合、猿やイノシシなど奨励金は幾らか。

もう一つが、被害対策としての自衛措置として電気さくやおりなどがあります。市が保管する小動物を捕獲するおりはすべて出払っているようですし、電気さくの場合、現在、市の補助はかかった費用の2分の1、限度額5万円となっておりますが、猿の被害を防ぐには相当高いさくをつくらなければなりませんので、補助額をもっと引き上げられないのか、質問

いたしたいと思えます。

3点目は、総合的な対策であります。

まず、駆除の問題です。

有害鳥獣の駆除は、主に猟友会の方々に御苦勞はあるかと思えますが、お願いをしながら、個々でも被害に遭わないよう自衛措置をとっているのが現状であります。

市として、2007年に成立した特措法に基づいて被害防止計画をつくり、その計画を実施するため、鳥獣被害対策隊を設け、稼働させることが肝要ではないかと思っております。隊員は市の非常勤職員の身分になり、身分保障がされます。そうなれば、機動的な対応もできると思えますが、いかがでしょうか。

もう一点は、有害鳥獣が里におりてこないよう、森林の整備、管理が大切と思えます。例えば山に広葉樹林を植え、動物がすめる環境をふやしていく。間伐など山の手入れを行い、動物と人間が共存できる環境をつくるのが基本だと思えますが、その点どう考えておられるのか、質問をいたします。

以上3点、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、塚田議員の一般質問の1点目、（仮称）池尻・笠神工業団地の進捗状況についてお答えいたします。

（仮称）池尻・笠神工業団地開発計画につきましては、平成18年度から岐阜県、岐阜県土地開発公社、関市と美濃市で、工業団地開発調整連絡会議等で開発に向け調整・協議を進めてきました。県事業として事業推進されることを要望する中で、平成20年度に美濃市、関市の両市で工業団地開発可能性調査を実施し、基本構想を策定しました。平成20年、21年度には埋蔵文化財試掘調査を実施したところでございます。それにより、岐阜県、岐阜県土地開発公社、関市と美濃市で調整会議を随時開催し、工業団地開発に向け協議を行っているところで、調査結果の次のステップである基本設計に進むかどうか、費用負担も含めて協議している段階でございます。

この工業団地開発計画は、岐阜県議会の本年6月定例会の一般質問に取り上げられ、知事は、現在の県の財政状況からすべて県営事業として開発することは困難であると考えており、美濃市、関市両市との共同事業として開発を進めていくということにならざるを得ないのではないかと考えている旨答弁されています。

また、今後の工業団地の開発に当たり、先に工業団地を整備して企業の進出を待つという、初めに開発ありきの姿勢ではなく、企業ニーズや生産活動に関する考え方を幅広く収集しながら、より企業のニーズに合った工業団地を整備していくといったアプローチが重要になるのではないかと答弁されました。

このような状況の中で、まず岐阜県土地開発公社が独自に池尻・笠神工業団地計画地における工業用地需要調査を本年9月から平成23年1月までに実施し、事業可能性の判断に資する基礎資料としてまとめるよう進められています。

昨今の景況悪化により、全国的に工業用地取得の冷え込みの傾向となっており、かつての旺盛な需要があるか不透明であるため、事業化は慎重に行う必要がありますが、市といたしましては将来を見据えた重要施策であります。また、事業化の上では、中・長期的な視点が重要であるため、県、関市と十分に連携を密にし、市としての方向性を検討していきたいと存じますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、一般質問の3点目、有害鳥獣対策について、一つ目のこれまでの被害額はどれくらいかについてお答えいたします。

農産物に対する鳥獣被害は全国的にも増加しており、美濃市においても、イノシシ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、カラスなどの鳥獣により、農家の方々が丹精を込めて耕作された果樹や野菜などの農作物が収穫直前に一夜にして壊滅的な被害を受けるなど、農業に多大な被害が発生しており、被害を受けられた皆様のお気持ちをお察しし、心を痛めています。

被害額につきましては、実際には自家用消費作物の被害が多いため、正確な被害額の算出は困難な部分がありますが、今後、被害額の把握に努めていきたいと考えています。

二つ目の、駆除の現状はどのようなかにつきましてお答えします。直接的な駆除といたしましては、市内で鳥獣被害が発生し、市民から自治会を通じて市へ有害鳥獣捕獲依頼があったときには、小動物以外は美濃市猟友会員（8月末現在で41名）の中から自主的に加入された有害鳥獣捕獲隊員（14名）に銃器やわなによる駆除を市から依頼して行っています。また、小動物、特に鳥獣保護法の適用除外になっているアライグマ、ヌートリアなどの外来生物につきましては、職員3名にわなによる狩猟免許を取得させて、有害鳥獣捕獲隊員に指導いただき捕獲を実施しております。平成21年度の有害鳥獣の捕獲実績は、イノシシ16頭、ニホンザル53頭、アライグマ1頭、ハクビシン4頭の獣類計74頭で、カラス等鳥類98羽でした。今年度は、9月14日現在で、イノシシ63頭（うち子供42頭）、ニホンザル14頭、アライグマ12頭、ヌートリア2頭、ハクビシン2頭の獣類計93頭、カラス13羽となっており、既に捕獲頭数は、イノシシが47頭、アライグマが11頭、前年度よりふえている状況でございます。

有害鳥獣捕獲隊での捕獲は、主にイノシシ用のおり11基を被害のあった地域に設置して行っていただいております。他に猟銃による捕獲も状況に応じて対応していただいております。また、職員で対応している小動物の捕獲は、小動物用のおり7基を依頼のあった地区に設置して実施しております。

こうした対応に、市からは美濃市猟友会に有害鳥獣駆除委託料として年間25万円で依頼しており、別途わなの管理者賠償責任保険とハンター保険に年間14万円で、万が一の場合のために加入しています。また、今年度から有害鳥獣捕獲奨励金を引き上げ、イノシシとニホンザルは1頭1万円、カラス等鳥類1羽1,500円の支払いをしています。なお、県から市に対して野生鳥獣被害防止助成金が支給され、平成21年度ではイノシシ、ニホンザル、ニホンジカは1頭760円、ヌートリア1頭80円、アライグマ1頭290円の単価で、捕獲数に対して合計4万2,850円ありました。

また、直接的な駆除ではございますが、個人及び団体で有害鳥獣被害防止対策として、電気さくや金網などの防護さくの設置に対する補助、補助対象経費の2分の1、補助限度額は個人の場合、同一場所で5万円まで、団体の場合は5万円掛ける人数で上限30万円までを行い、被害防止を図っています。

平成21年度実績では、防護さく56件で、その補助対象事業額は451万1,926円で、206万3,400円の補助を行っています。その実質的な補助率は45.73%で、そのうち高額事業費で5万円の限度額となったのは16件ありました。

今年度9月14日現在では31件で、補助対象事業費は244万2,017円で114万5,100円の補助金となっています。実質補助率46.89%で、限度額となったのは5件でした。

防護さく等を設置する際の有害鳥獣防止対策補助金は平成11年度から実施しており、現在までに483件、1,956万3,100円となり、1件当たりの補助金額は4万503円となっており、当面的には現状のままで今後も引き続き対応していきたいと考えております。

三つ目の、総合的な対策についてお答えします。

有害鳥獣の捕獲に関する許可権限は既に市長に委任されており、迅速な許可事務を行っています。現在の対応としましては、駆除の現状で説明させていただきました直接的な駆除と間接的な防除として防止対策に係る補助を行い、有害鳥獣対策を行っているところです。

鳥獣による農林水産等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく非常勤職員としての鳥獣被害対策実施隊については、市では、現在の猟友会員の中から自主的かつボランティア的に加入していただいている有害鳥獣捕獲隊により捕獲活動を行っていただいております。今後有害鳥獣の出没情報に対し、よりタイムリーに対応していただきたいと思います。

一方、野生生物が里においてこないようにすることも一つの対策と言えます。豊かな生物多様性を将来にわたって継承し、その恵みを持続的に得ることができる自然共生社会づくりを進めることは重要であり、美濃市では「日本まん真ん中美濃市まるごと川の駅構想」で、川づくりとともに森の環境づくりを進めているところでございます。

この中で、①として、森と川の自然の仕組みを尊重し、川の源となる森林の環境を一体的に維持・改善して守る。②として、広葉樹を植えて保水力の高い森林づくりをし、積極的な管理体制を築いていく。③として、市民と県立森林文化アカデミーとの交流を通じ、市民参加による森林管理を行うこととしています。

具現化するために、きずなの森整備事業、森林景観整備事業や間伐実施事業などを行いながら、総合的に美濃市の豊かな自然環境の保全とともに、鳥獣の生息実態を踏まえた対応をしていかなければならないと考えています。そして、農林業を振興する上からも、より美濃市の実情に即した現実的かつ効果的な対策を図る上で、美濃市鳥獣被害防止計画を策定して、総合的に対策を図ってまいりたいと存じますので、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 総務部長 平林泉君。

○総務部長（平林 泉君） それでは、塚田議員の一般質問の2点目、岐阜・高美線の昼間のバスの運行便数が減らされたが、その対応策としてスクールバスの活用ができないかについてお答えいたします。

高美線は、JR岐阜を起点に、岐阜女子大学、武芸川温泉を経由し、長良川鉄道美濃市駅までの間34.7キロメートルと、JR岐阜を起点に、岐阜女子大学を経由し、中濃総合庁舎までの間28.3キロメートルの2路線で、岐阜市、山県市、関市、美濃市の4市が沿線市でございます。

この高美線は、収支状況からバス事業者による単独の維持が困難であるとしまして、国・県からの生活交通路線維持費補助金の交付を受けて運行を続けている路線でありまして、平成21年度の収支状況では約3,150万円の赤字運営となっております。また、1便当たりの平均利用者数で、始点から終点まで平均して常時バスに乗っている人数をあらわします平均乗車密度は、平成21年実績で、終点美濃市駅までの便は4.1人、中濃総合庁舎までの便は6.9人と、大変厳しい利用状況となっております。

補助金の交付を受けるバス事業者には、補助金の適正化等の観点から、県・国より路線の収支改善やアセスメントが求められるわけでありまして、今回のダイヤ改正につきましてもこうした観点から、最も御利用の少ない時間帯を減便することで路線維持の確保をされたものと考えます。

お手紙にございます便は、平日の12時14分と思われませんが、今回のダイヤ改正で減便されております。また、代替えを期待されてみえますわっちも乗るC a rも、この時間帯は他の路線を運行しております。市といたしましては、何とかこうした市民の声にこたえていきたいと思っております。基本としましては、サイクルシティ構想は、高齢者も子供も安全に安心して歩いたり、自転車で移動ができ、地域ふれあいセンターまで行けば自由に市内・市外へ行けるようにすることが目標であります。

御質問のスクールバスの一般乗り合い乗用化につきましましては、減価償却年限の6年が経過したもので、児童・生徒の登下校に支障がないことが文部科学省の承認要件となっております。スクールバスは、登下校の時間帯のほか、気象警報、集団かぜ等による緊急時や夏休み中のプール利用時も含まれ、そのほかに社会科学習などの校外活動として、平成21年度で延べ415台の利用実績がございます。しかし、市といたしましては、こうした条件はございますが、スクールバスを活用し、2台のわっちも乗るC a rと併用して市民のサービス向上に努めていきたいと考えています。

したがって、こうした点をさらに調査いたしまして、スクールバスの有効活用を早急に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

〔15番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 15番 塚田歳春君。

○15番（塚田歳春君） 3点の質問とも、要望を申し上げておきたいと思っております。

まず1点目の（仮称）池尻・笠神工業団地の進捗状況でございますが、特に今日の景気悪化の中では、幾ら立地条件がよくても、企業の動向など誘致できる可能性や、また現実性があるのか、慎重に調査することは当然必要なことであります。せっかく造成しても、企業が来なければ借金の利息がふえるだけです。景気の動向を見定めながら慎重に、これこそ検討をしてもらいたいと思います。

また、工業団地の形態であります。現在、県の考え方は、県と美濃市、関市の共同事業というような形で開発するという答弁でございましたが、そうなれば当然、美濃市は関市より面積的に多いわけでございますので、市の財政負担は大変大きくなっていくというふうに私は思います。総事業費が約130億という大型事業です。小さな市の財政では、持ちこたえることができないというふうに思います。まず、県営とならなければ美濃市は乗れないと思います。

今後も県と話し合う中で、県が県営としてこの工業団地を県の責任において開発していくように、市長が先頭になって県との交渉もぜひお願いしたいというふうに思います。

2点目のスクールバスの有効活用につきましては、答弁では早急に検討したいということでもございました。私は、この間、教育委員会で若干聞いたわけですが、現在、減価償却が済んでいるバスが6台あるそうです。ですから、使えるバスがあるということでぜひ検討をお願いしたいと思います。その際に一番重要なことは、まず困っていらっしゃる方の声を聞く、このことが大事だと思います。先ほど手紙にもありましたように、梅山大学へ行っておられる方が、今会員数が600名もおられるというふうに思います。声には出されないが、会場まで行くに大変不便を感じていらっしゃる方がおられます。そうした皆さんや、現在、わっちも乗るC a r を利用されておられる方々の生の声を聞いて、早急に対応してほしいと要望しておきます。

そして、3点目の有害鳥獣対策についても、二、三要望をしておきます。

まず1点目は、有害鳥獣の捕獲奨励金のうち、これ細かいことですが、猿の場合1万円と言われました。隣の関市では2万円ですので、できる限り市町村で差がないように引き上げてほしいと思います。

2点目は、電気さくなどの補助の引き上げについては、当面は現状のままで行くというような答弁でありましたが、例えば12万円、畑に電気さくをやるためにお金がかかったとしますと、2分の1で6万円です。しかし、限度額が5万円でありますから、自己負担は7万円にもなります。農作物をつくられる方は高齢者が多いわけでありましたが、高齢者の方に6万円も7万円も負担をさせるということは大変だと思いますので、ぜひ将来的には補助率を上げるように検討をお願いしたいと思います。

3点目は、有害鳥獣問題は人間が山に杉やヒノキを植え、動物のえさになるものをなくしてしまったこと、山の乱開発によって動物がすめる環境を奪い去ってしまったこと。こうした教訓を踏まえ、里山の再生にできることから始めてほしいと、このように要望し、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

発言のお許しをいただきましたので、私は4点について質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをいたします。

まず、第1点目のユネスコの無形文化遺産に本美濃紙はなぜ登録されなかったのかについてお聞きをいたします。

市長は、ことしになってから、あちらこちらで、「ことしの秋には、本美濃紙が国連教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産に登録をされるので楽しみにしててください」と何度も言ってこられました。結局、本美濃紙は登録されることなく、沖縄県の伝統芸能で、歌舞伎や能と並ぶ「組踊」と、茨城県結城市と栃木県小山市の絹織物「結城紬」の2件が登録されました。なぜ、本美濃紙は登録されなかったのか。

世界各国から147件もの推薦があり、まだ93件が審査されていない。今後、登録される見通しはあるのか。なぜはっきり登録されることがわからないうちから、市民に対して登録されることは間違いないと言われたのか、教育次長にお伺いをいたします。

第2点目の、最近、高齢者の所在不明者が問題になっておりますが、美濃市でも、家族が崩壊したり、公園などで生活されている人に対して適切な指導がなされているのか、民生部長に質問をしたいと思います。

最近では、実在しない子を住民登録し、児童手当を不正受給したり、既に亡くなっている高齢者の年金不正受給があったりして、住所登録地に所在が確認できない100歳以上の高齢者が全国で23万人以上もおられるそうであります。不明者の多くは、家族のきずなの断絶と地域社会での孤立があると言われている。美濃市でも、公園やその他の野外で暮らしておられる方がおられるのではないかと。公園やその他の野外で暮らすということは、それなりの事情があるとは思いますが、近隣の市民に大変な不安を与えたり、所在不明者問題につながるといけませんので、適切に対処する必要があるのではないかと思います。地域支援センターというところもありますし、地域住民や民生委員さんとも連携を密にさせていただきながら、市が接触を図り、相談に乗ってあげたりしてアパートに住んでいただくようにするとか、家族と連絡をとるとかして、常に気を配りながら、早目早目に対策を講じて、家族の崩壊や高齢者の所在不明者問題に積極的に取り組んでほしいと思います。答弁をお願いしたいと思います。

3点目の、美濃病院の産婦人科の一部廃止に伴い、不要になった医療器具を市内の助産院さんに貸与できないか。または、助成金を出して購入してあげられないかについて質問をいたします。

美濃病院の出産施設がなくなって、美濃病院ではお産をすることができなくなってしまいました。全国的に産婦人科病院が不足する中で、美濃市では幸いにお産できる施設、このとり助産院さんというところが去年の7月から開業されています。

そこで、このとり助産院さんの実情をお聞きしてみますと、平成21年7月に開院をされ

てから1年間に17名の方がお産をされ、3名の助産婦さんがおられ、きめ細かなケア、例えば乳房マッサージなど、ほかの医院ではなかなかやってもらえないケアをされて妊婦さんに大変喜ばれているようです。今後も、美濃市にたった一軒の出産施設ですし、長く続けていただくためには、美濃市としても援助をしていく必要があるのではないかと思います。

一度お邪魔をして見せていただきました。まだ、開院して1年でありまして、経営が軌道に乗るところまでは来ていないので、新しい器械を買ったり、設備投資をしていくことがなかなか難しいと思われまます。引き続き営業を続けていただくために、緊急の課題として、助産院では超音波診断装置が古くなって買いかえたいそうであります。美濃病院産婦人科の一部休止に伴い、不要になった医療器具や超音波診断装置があるのなら、無料で貸し出すとか、140万円弱で買えるそうでありますので、助成金を出すとか、市で購入していただき、貸与していただきたいと思ひます。ぜひ協力をして長く助産院を続けていただき、大きな病院や都会へ行かなければお産ができないということではなくて、美濃市にはすばらしい助産院があると近隣の市から認知されるように協力をしていってほしいと思ひます。そして、新しい助産婦さんも雇うことができ、経営も安定し、長く続けることができるように援助をしてあげてほしいと思ひますがいかがでしょうか、民生部長に答弁を求めます。

4点目の、東洋経済新聞社が発行する「2010年版都市データパック」の住みよさランキングで、美濃市は全国784市区部のうち663位だった。この結果をどう分析し、今後の施策にどう反映するのか、市長に質問したいと思ひます。

このデータは、株の情報誌「会社四季報」などでおなじみの東洋経済新聞社が発行する全国の市の住みよさを、1. 安心度、2. 利便度、3. 快適度、4. 富裕度、5. 住居水準充実度の5区分14指標で分析したもので、ここでの順位がすべてで市民の幸福度が決まるものではないとは思ひますが、参考になるところもたくさんございますので、取り上げてみました。

1の安心度では、大規模な病院や老人介護施設があつたり、出生率の高い市が上位に来る。出生率の高い奄美市や糸満市など九州・沖縄の市がたくさん上位に来ている。

2の利便度では、人口当たりの小売業年間販売額やショッピングセンターの多くある市が上位にいて、本巣市が第4位に入っている。

3の快適度では、下水道、合併浄化槽の普及率、公園面積の多さ、人口がふえ、新設住宅戸数の多い美濃加茂市が第3位である。

4の富裕度では、東京ディズニーリゾートのある浦安市が1位、吉祥寺という全国トップクラスの商業集積地の武蔵野市が1位、トヨタ自動車の工場と関連企業を擁している愛知県のみよし市も1位、刈谷市、豊田市、安城市が4位、5位、6位と続く。

5の住居水準充実度では、1世帯当たりの住宅延べ面積や持ち家比率の多さや、3世代同居が多い郡上市が9位、海津市が15位、飛騨市が20位と続く。

総合順位では、美濃加茂市が7位、本巣市が9位、近隣では可児市が87位、関市285位、郡上市624位、美濃市が663位でした。

7位的美濃加茂市では、土地区画整理事業に伴う住宅団地開発などで、市内の住宅着工戸数が伸びたことが背景にある。都市公園面積には、広大な平成記念公園日本昭和村が寄与。定員100人前後の老人施設も複数あり、人口1人当たりの小売業年間販売額も148位と上位にある。周辺地域から美濃加茂市への通勤や高校通学、買い物に訪れる人が多く、人や物の動きを活発にしているのではとされている。

ランキングは限られた指標で決まり、すべてではありませんが、美濃市も大いに学ぶべきところがあると思います。住宅がたくさんできたり、子供がたくさん生まれたり、老人介護施設ももっとできたり、小売業の売り上げももっと伸びるとよいと思います。美濃加茂市のように、周辺地域とも仲よくして、コンパクトシティなどという小さな考え方ではなくて、ツインシティという二つの市にまたがって学校問題やコミュニティーバス問題を解決したり、人や物の動きを活発にしていく必要があるのではないかと思います。

ちなみに、美濃市より下の順位の市は、北海道、東北、四国、九州の市か、高速道路のインターチェンジのない市が大半であります。美濃市は日本のまん真ん中であって、高速道路のインターチェンジもあり、大変環境のよいところにあります。ぜひ安心して暮らせて、利便性がよくて、快適で豊かで、住宅もどんどんできて人口もふえるような施策を立てて、住みよさランキングが上位に来るように奮闘していただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 古田議員の一般質問、ユネスコの無形文化遺産に本美濃紙はなぜ登録されなかったかについてお答えします。

21年度に、日本としてユネスコに申請された件数は13件ございます。うち2件は22年度にユネスコにおいて審査が終了し、登録されることとなりましたが、残る11件については審査がされていない状況になっていると文化庁より話がありました。理由につきましては、各国からユネスコに申請された件数が例年に比べ多くなっており、審査が事務的に追いつかない状況になっているとのことでございます。今後の見込みといたしましては、審査が終了すれば登録されるとのことであり、文化庁といたしましても、現在申請されたものが審査終了となる見込みがなされるまで、新たにユネスコに対して申請は行わないと聞いております。

以上、申しあげました状況であることを御理解賜り、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） 古田議員の御質問の2点目、公園などで生活されている人に対しては適切な指導がされているのかについてお答えします。

それぞれの家庭の事情等により、一般住宅ではなく公園などで暮らしている、いわゆるホームレス状態の方は美濃市でも若干名を把握しております。そうした情報が寄せられるたびに、市ではこうした方々を訪ね、「何か困っていることはありませんか」といって健康状態やら経済状況など聴取し、相談活動を実施しているところでございます。

こうした方々にお会いし、お話をお聞きしますと、市内に身寄りもあつたり、支援している人が見えるなど、現在のところ市に対する具体的な支援は要望されてみえません。ただ、こうした方々の近隣で暮らしている一般の市民にとっては、常に不安を感じる状況下にあると思われまますので、地道ではありますが、頻繁に訪れ、相談活動等を実施して、できるだけ早く自立していただき、ホームレス状態の解消に努めてまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、美濃病院の産婦人科休止に伴い不要になった医療器具を市内の助産院に貸与できないか、または助成金を出して購入してあげられないかについてお答えします。

美濃病院は、平成16年3月に産婦人科を休止いたしました。ただし、婦人科は現在まで引き続き営業しております。以来、美濃市で出産ができる施設はなくなりましたが、平成21年7月から市内でこのとり助産院が営業を始められ、市といたしましても身近なところに安心して出産ができる施設として大いに期待しているところでございます。

先般、このとり助産院から、超音波診断装置が古くなり買いかえたい。ついては、市から補助していただけないかと御相談がございました。岐阜県では、地域子育て創生事業があり、補助対象事業になるかと照会もしましたが、医療行為のための備品の買いかえに伴う補助はできないとの回答でした。市でも同様な補助メニューはないため、融資のあっせんなど何らかの支援ができないか検討しますと御返事をさせていただいたところでございます。

さて、議員御質問の美濃病院の使用していない医療機器の活用についてですが、先般このとり助産院からはそうした要望はありませんでしたが、美濃病院の医療機器の一部のもので使用していない機器がございますので、美濃病院と調整し、貸与等ができないか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） おはようございます。

古田議員の一般質問の4点目、東洋経済新聞社が調査した住みよさランキングで、美濃市は全国784市中663位との結果をどう分析し、今後の施策にどう反映するのかについてお答えをしたいと思います。

東洋経済新聞社が発表しています「2010年版新住みよさランキング総合評価」で、美濃市は全国784市中663位となっております。採択されたデータにつきましては、大変古いものがあり、例えば近年で言うとも美濃市では下水道が100%になっておつても、これらは反映されておられません。少しずつではありますが、こうしたデータの更新によって、美濃市も上位に上がってくると考えておつまして、美濃市は現在、昨年よりも43位上昇しておりますが、今後こうした状況により上昇していくものと思つています。

今年度中に、美濃インター前に大規模小売店舗や特別養護老人ホーム美和の里の施設増床が完成しますと、また来年から数年後にはさらにランキングが上昇すると思つています。

また、同社が同ランキングの中で、人口当たりの事業所数や製造品出荷額や地方税収入額

などの指標から算出した民力度ランキングでは、美濃市は全国63位という結果も出ておりまして、一概には言えないと、このように思っております。

議員の御説明にございました各ランキングの算出指標からは、大規模な住宅用地が開発され、そこに移り住むことで人口が増加する。人口増により都市公園の整備をしなければならない、あるいは食料品などの日常生活用品の販売店舗を新設しなければならない、あるいは住環境の整備として、医療が不足し医師が開業したり、あるいは待機児童がふえ保育園が開設しなきゃいけない、こういうようなことがデータに結びついていると思われま

す。結果として、市の税収がふえ、財政基盤が強化されるといった従来の都市開発型の図式というものが今日も続いて、その結果が出ているものと思います。

しかし、世の中はどんどん変わってまいりまして、ライフスタイルの変化によりまして、例えば子育て中の世代にとりましては保育施設、働き盛りにとりましては雇用の場、高齢者にとりましては保健医療機関など、さらには水や空気がきれいな安全・安心なまち、人と触れ合えるまちが望まれる、こういったものも傾向として今後は出てくるものと思いますので、そういったデータが重要になってくると思われます。

住みよさの判断基準は、それぞれの立場、ニーズで大きく異なるものでございまして、私としましては、一人でも多くの市民が住みやすい、暮らしやすいと心から感じていただけることが最も重要なことであると考えております。

都市開発が進む大都会やその周辺の都市、あるいは中核都市などとは、例えばそういった開発によって失うものもたくさんあるわけがございます。山間地方の美濃市には、板取川、長良川の美しい川や山々の豊かな緑などの自然や風格のある歴史・文化が数多く残っております。このような美濃市の特色を最大限に活用し、地域の魅力と活力を高めることで、すべての市民の皆さんがスローライフを基調に、生きがいを持って安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

こうしたまちづくりを具体化するため、現在、第5次総合計画の策定に取り組んでいるところでございまして、議員から御提案がございましたような、もちろん土地区画整理事業等の推進による住宅対策、あるいは子供を産み育てやすい環境づくりや、新たな工業団地の開発による企業誘致や、あるいは商業施設の誘致などについても同様に重要なこととして取り組んでいく課題と、このように認識しておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 1点目、2点目、3点目の答弁に対しては了解をいたしました。

4点目の住みよさランキングの答弁に対して、要望をしておきたいと思っております。

美濃市は、板取川や長良川の美しい川や山があり、自然や風格のある歴史や文化が数多く残る郷土でも、若者が結婚すると隣の市に移り住む人が多く、人口が年々減り、県議会議員も美濃市単独では出せなくなりそうな情勢であり、11校あった小学校は5校になり、3校あ

る中学校は2校に減らされようとしています。これでは、市民の皆さんが住みやすい、暮らしやすいと心から感じておられないのではないかと思います。これは、もはや衰退と言うべきだと思います。今までの政策や方針では立ち行かなくなったということであり、この辺で発想の転換をして、コンパクトシティーという小さな発想ではなくて、ツインシティーという発想で、隣の市と仲よくするということが大事で、お互いに協力しながら、学校問題やコミュニティバス問題を解決したり、人や物の動きを活発にされて、快適で豊かで利便性のよい、これ以上人口が減らなくて、むしろ人口をふやすくらいの美濃市をスピード感をもってつくっていただきたい。そして、住みよさランキングで美濃市がもっと上位に来るように頑張ってもらうことを要望しておきます。

○議長（佐藤好夫君） これより昼食のため休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 皆さん、こんにちは。

私は、発言のお許しをいただきましたので、一般質問2点について市長にお尋ねいたします。

初めに、1点目の平成27年度までの美濃市中期財政計画が公表され、厳しい内容となっておりますが、どのような第5次総合計画を策定していかれるのかについてですが、現在、平成23年度からの美濃市が進むべき方向を示す第5次総合計画の策定が進められています。

これまで、策定に向けて平成21年6月から市政懇談会が開催され、自治会、各種団体等、多くの市民の皆様に出席をいただき、市政に対してのさまざまな意見や要望を伺うことができました。私は、こうした市民の声を第5次総合計画にできる限り取り入れて、今後の美濃市のまちづくりに反映されるよう計画を進めていただきたいと思います。

このほど、平成21年度決算見込みと平成23年度から5ヵ年の財政収支を試算された平成27年度までの美濃市中期財政計画が公表されました。平成21年度決算見込みについて、懸念されていた経常収支比率が100を超えてしまうのではと心配されていましたが、99.1%と平成20年度より0.8ポイント減少し、健全化判断比率においても安全比率内を推移し、評価できるものと思っております。

一方の美濃市中期財政計画については、地方財政計画等の諸係数の動向により変動すると思いますが、厳しい財政内容となっております。

歳入についてですが、長期的な経済・雇用状況の低迷を初め円高が続く中で、少子・高齢化のさらなる進展は、労働人口の減少とともに市税が落ち込み、平成27年度まで約29億と推計されています。

本市の歳入の状況は、平成21年度決算見込みの構成比によると、市税など自主財源は44.8%、地方交付税などの依存財源が55.2%となっています。もちろん本市だけということではありませんが、地方交付税の見直しにより減額ともなると、財政への影響ははかり知れないものがあると私は思います。

歳出についても、一般会計からの繰出金が年々増額と推計されていることや、投資的経費の推計など、私はこうした緩みのない財政内容に、市政懇談会において市民の皆様からいただいた貴重な意見や要望に美濃市中期財政計画の内容をどのようにリンクして策定されていくのか、第5次総合計画への影響を心配しております。

そこで、平成27年度までの美濃市中期財政計画が公表され、厳しい内容となっていますが、どのような第5次総合計画を策定されていくのか、お尋ねいたします。

次に2点目、岐阜バス八幡線の廃止について、一つ目、平成22年10月1日から美濃市駅以降、廃止と聞いていますが、これまでの岐阜バスとの経緯と、市はどのように対応されたのかについてですが、バスは、最も身近で地域に密着した公共交通機関であり、日常生活に欠くことができない移動手段となっています。

私は、岐阜バス八幡線廃止について、ことしの3月に中日新聞から知ることになり、担当課に慎重に対応していただくことをお願いいたしました。その後、利用されている方や市民の皆さんなど多くの方々からお話を伺う機会がございました。ほとんどが、高齢者を初め障がいのある方、運転免許のない交通弱者と言われる方々で、その内容は、どうして廃止になるのか、何とか継続できないものかなどの疑問を投げかけられ、今日まで市として何の広報もないことに不満を訴えられる等々でした。

岐阜バス八幡線廃止の決定には、利便性にすぐれた自家用車の普及等により、利用者数の長期的な減少の中で、美濃市駅から八幡営業所までの運行経費の欠損額が約3,860万円となるなど、経営改善を重ねた上での決定と伺っております。

少子・高齢社会がより加速し、高齢化が進む美濃市において、この八幡線廃止の決定は新たな人口減少の要因となり、さらなる高齢化につながる大変な問題で、決して長良川鉄道、コミュニティバスの利用状況の改善につながる見込みなど、私はないと私は思っております。今後、市民生活の足としての公共交通の役割が美濃市駅以降絶たれることについて、市として利用者や市民の皆様説明責任を果たしていただきたいと思っております。

そこで、これまでの岐阜バスとの経緯と、どのように市は対応されたのか、お尋ねいたします。

次に二つ目、今後の交通手段として電動アシスト付自転車の活用をどのように考えておられるのかについてですが、「物の時代から心の時代へ」、この言葉は20世紀から21世紀に向けてのメッセージでした。しかし、2年前のリーマンショックから現在まで景気の低迷は続き、平穏な21世紀の始まりではないように思います。

そうした低成長期にあつて、美濃市は、人や自然に優しい「スローライフ」をキーワードに自然との調和の中で、歴史や文化を大切に、心豊かに暮らす風情あるまち、暮らしと交流

の環境づくりを目指されています。

その取り組みとして、サイクルシティ整備が進められ、自然や環境に優しく、パーソナルな移動手段でもある電動アシスト付自転車を活用したレンタサイクル、市民利用促進事業を実施されるなど、市民の皆様に試乗を呼びかけ、10月1日からは社会実験も始まります。

私は、電動アシスト付自転車の近距離公共交通機関の試みについて、新たな市民の足として、今回のような身近なバス路線の廃止についても活用ができないかと思えます。交通弱者の方々に、自立した生活をしていただくサポートとして貸出期間の長期化と有料化など、駐輪場等の環境整備を図られた上で、例えば美濃市駅などに設置され、活用を広げられることはいかがでしょうか。

そこで、今後の交通手段として電動アシスト付自転車の活用をどのように考えておられるのか、以上2点、三つについて、市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 森議員の一般質問の1点目、平成27年度までの美濃市中期財政計画が公表され、厳しい内容となっているが、どのように第5次総合計画を策定されていくのかについてお答えをいたします。

市の財政は、バブル経済の崩壊や三位一体改革により、市税の減少、国庫補助負担金や地方交付税の削減により歳入不足が危惧されました。そこで、集中改革プランや平成まちづくり改革を制定し、職員の削減や事業の見直し、建設事業の抑制などを行い、行財政改革により収支の改善を図ってまいったところであります。

今回の中期財政計画は、昨今のリーマンショックを初めとします景気低迷や、本年度実施されます国勢調査による人口減少などにより、市税の伸び悩みや地方交付税の減少などが予想されますことから、最も悪い条件下での財政見通しを立て、今後も厳しい状況が続いても健全な財政運営ができるように配慮して策定したところであります。

歳入における市税におきましては、現在の経済情勢のようにデフレスパイラルのような減速経済が続くとし、地方交付税は、本年度の国勢調査による人口減の影響を勘案し、かつ政府による削減も想定した厳しい見方をしております。

歳出につきましては、人件費、公債費や補助金等は減少するものの、扶助費、繰出金につきましては高齢化が進み増加を推計するなど、大変厳しい要件で算出しておりまして、これまでの5ヵ年度と比較しますと、平成17年度の決算額と5年経過しました平成21年度の決算額では、歳出ベースで4億1,400万円を削減しており、平成22年度の決算見込み額と5年後の平成27年度推計での歳出ベースと比較すると、これからの5年間では5億7,500万円の削減をすることにしております。

こうした財政見通しの中で、どのように第5次総合計画を策定していくのかとの御質問ですが、今、全国の多くの地方自治体が少子・高齢化、人口の減少や厳しい財政状況など同様の課題を抱えております。こうした中、「新しい公共」という言葉が生まれましたように、これからのまちづくりは、市のあるべき姿の実現に向けた基本施策を明確にし、市民の選択

と責任に基づく協働のまちづくりによる市政運営の確立が必要であるという考えから、昨年6月から12月にかけて、市内19会場で市政懇談会を開催し、226件の御意見、御要望をいただきました。また、市民意識調査を実施しまして、市の進むべき方向性について市民の考えを集約したところでございます。

第5次総合計画につきましても私の基本的な考えとしては、価値観やライフスタイルの変化が進むことを想定し、「スローライフ」をキーワードに人間が人間らしく、ゆっくり、ゆったりと心豊かで幸せに暮らせる環境づくりを図っていきたくと考えています。美濃市まるごと川の駅構想やサイクルシティ構想の推進などは、その位置づけになると思っております。

また、新市街地の形成や新たな工業団地の開発による企業誘致、産業振興など地域経済の強化や人口対策、福祉・教育の充実や財政強化などは重要な課題と認識しております。

御承知のとおり、8月26日に第1回美濃市総合計画審議会を開催しまして、第5次総合計画の諮問をお願いいたしました。今月の30日には、第2回目の審議会を開催いたします。これまでに集約しました市民からの御意見、御要望等を十分取り入れ、10年先の美濃市のあるべき姿をしっかりと描いていきたくと考えています。議会におきましても、審議会の進捗状況等を含め御説明の機会を設けていきたく考えますので、御理解、御協力賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、御質問の2点目、岐阜バス八幡線の廃止についての一つ目、平成22年10月1日から美濃市駅以降廃止と聞いているが、これまでの経緯と市はどのように対応されたのかについてお答えをいたします。

美濃八幡線は、長良川鉄道美濃市駅から美濃病院を經由し、岐阜バス八幡営業所までの間35.8キロメートルと、美濃市駅から長良川鉄道八幡駅までの30.7キロメートルの2路線でございまして、収支状況から、バス事業者による単独の維持が困難であるとして、国・県からの生活交通路線維持費補助金の交付を受けて路線の維持を続けてこられました。

しかし、利用者の減少から輸送量が補助基準人員を下回り、平成21年度には国庫補助対象外路線となってしまいます。今日まで、赤字分を会社が負担する方法で路線を維持してまいりました。しかし、これ以上路線を維持することは事業者全体の経営を圧迫することが危惧されるとしまして、平成21年11月30日付で県へバス路線の廃止を申し出されました。

その後、本年1月15日にバス事業者から美濃市、郡上市に対し、県への申し出についての説明がされ、以降、両市と県、岐阜バスによる調整会議を通じまして路線維持の申し入れを行いますとともに、岐阜バスとの直接交渉により、洲原神社までの路線確保や道の駅「美濃にわか茶屋」への乗り入れなどを交渉してまいったところでございます。

交渉を重ねてまいりましたが、進展が見られない中、6月16日に路線全体の7割を占める上りの起点駅を持たれる郡上市が、廃止受け入れを表明されました。美濃市におきましても、バス事業者が本年5月11日から17日の7日間に実施しました全便の乗降調査で、上りの平日1便当たりの平均乗車人員が5.86人、土・日が3人、下りの平日が5.48人、土・日が2.57人

であったとの報告結果を受け、改めて利用人数の減少と厳しい経営状況を確認し、現実に落胆したところであります。そして、内部検討を重ねまして、バス事業者による継続は困難と判断し、6月30日に路線廃止につきましてはやむを得ないと決定したところであります。

なお、同路線の廃止につきましては、7月21日に県が開催しました平成22年度第1回岐阜県生活交通確保に関する協議会におきまして協議が行われ、正式に決定がされております。沿線関係者への説明につきましては、3月22日、23日に関係自治会への経過説明会、7月9日、20日には同自治会へ廃止決定の説明会を開催いたしまして御理解を賜っております。説明責任としてそういったことをさせていただいたということでもあります。

御利用者につきましては、岐阜バスが、バス停や車内への案内掲示によりまして、この廃止をお知らせしたいと考えております。

市としましても、9月1日付で、関係自治会を通じ、美濃八幡線の廃止のお知らせを回覧することで、御理解と周知に万全を図ってまいりたいと考えております。

なお、この実態を少しでも解消するために、総務部長が塚田議員の質問にお答えしましたように、コミュニティバス「わっちも乗るCar」やスクールバスの活用により、市民の利便性が悪くならないよう、サービスの向上に向けて新年度は努力してまいりたいと存じますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、一般質問の2点目の二つ目、今後の交通手段として、電動自転車の活用をどのように考えているかについてお答えをいたします。

美濃市のサイクルシティ構想は、進展する少子・高齢化社会において、地域の活性化を進める上で、場所のつながり、人のつながりを重視して、ゆっくり・ゆったりの中で地域のすばらしさの新たな発見や自由に移動できる生活を保障することでの生きがいづくり、あるいは触れ合いを高めて地域の活性化を図っていくことや、自然環境への配慮、健康増進などを目的とした自転車利用を促進する構想であります。

自動車を中心とした交通社会から、次の時代の新たな移動手段の一つとして自転車の利用があります。自転車の利用は、環境負荷が少ないばかりでなく、健康づくりにも非常に有効であります。少子・高齢化の進展する中で、美濃市のような起伏のある地形で活用するには、電動アシスト機能付自転車が非常に有効ですが、広く市民に知られていないのが現状であります。この構想を具現化するための第一歩として、そのよさを知っていただくために試乗モニターを募集し、利用してのアンケート調査に取り組んでいるところであります。また、10月からは、この電動アシスト機能付自転車と超小型電気自動車を兼ね合わせた社会実験が社団法人国際交通安全学会により美濃市で行われます。既に4月から7月までの試乗モニターの結果では、「とても快適に走れました」「とても使いやすい」「初めて乗りましたが予想以上に快適でした」など、大変好評である意見が多く寄せられています。今後、さらにこうした試乗モニターや社会実験の結果を参考にしながら、市民に気軽に楽しく利用していただけるように浸透させていきたいと考えているところであります。

新聞報道でも御指摘のように、現在運行している岐阜バス八幡線の廃止により、住民の身

近な公共交通機関としての一つの足がなくなるのは、生活面での利便性が損なわれることであり、市としてもその対応を多角的に検討していかなければならないと考えているところでございます。

議員御提案の貸し出しを有料化して、貸出期間も長期化させたり、あるいは長良川鉄道の駅の駐輪場やコミュニティーバス「わっちも乗るCar」の駐車場の近辺を利用したパーク・アンド・ライド的な活用などは十分に参考にさせていただき、市として市民がより多く活用していただける方向性を積極的に検討していきたいと、このように考えておりました、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 4番 森福子君。

○4番（森 福子君） 詳細に御答弁いただきましてありがとうございます。

2点について了解いたしますが、意見を述べさせていただきます。

1点目について、今回の平成27年度までの中期財政計画は、最も悪い条件下での財政見通しを立て、今後、厳しい状況が続いても健全な財政運営ができるよう配慮して策定したところと答弁されました。

私は、平成27年度は、第5次総合計画の5ヵ年が経過する前期計画の終了年になります。この27年度までの5年間には、例えば投資的経費について、平成24年以降大幅減となっていることで、公共施設等の老朽化による維持補修などに対応できる計画を立てられるのか。また、扶助費についても、少子・高齢化の加速に対応できる計画を立てられるのかなどなど、計画の実施について心配しております。

また、ただいま「新しい公共」という言葉が使われていますが、市民にこの言葉をよく説明されることと、市民に過度の負担になることがないように、財政力に合わせた第5次総合計画を進めていただきたいと思います。

2点目の八幡線廃止についてですが、沿線関係者への説明について、関係自治会の経過説明会、廃止決定の説明会を開催されたとありますが、私が伺っているお話の中では、限られた一部の方への説明と聞いております。そして、9月1日付の八幡線廃止の回覧については確認しております。いずれにしましても、この八幡線美濃市駅以降の廃止について、新年度に努力していただけることや、電動アシスト付自転車の活用についても、私の提案を初め、今以上に幅広い活用を検討していただける答弁も伺うことができました。2点ともよろしくお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、8番 市原鶴枝君。

○8番（市原鶴枝君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、通告書に基づき一般質問、高齢者対策について、電子黒板の活用状況と教育効果について、学校給食費の未納対策についての3点について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

さて、質問の第1点目、高齢者対策についてでございますが、日本人の2009年の平均寿命は、女性が86.44歳で世界1位、男性が79.59歳で世界5位と、いずれも4年連続過去最高を

更新したことが、厚生労働省が公表した「簡易生命表」でわかったところで世界一の長寿国を誇った矢先、全国各地で所在不明の100歳以上の高齢者が続出するという事態が発生、その中には国内最高齢者と言われていた119歳の女性も入っていました。

また、30年前から自治体が不明を把握していたケースもあり、自治体内部の連携不足や家族の思いが要因となって、自治体が住民票を抹消する職権削除が実施されなかったケースもあったとのことでした。

韓国等からは、日本の親子関係に構造上の問題があるのではないかとさえ言われ、長寿国日本の信頼が疑われるような連日のテレビや新聞での報道に、驚きと不安を感じている次第でございます。

また、8月14日付の岐阜新聞では、高齢者を支援する見守りネットワーク活動が県下自治体の49%で未実施であるとの記事が載っておりました。

見守りネットワーク活動は、それぞれの自治体ごとに、自治会役員、民生委員、福祉委員、ボランティア団体等が連携して、ひとり暮らしの高齢者や障害者を定期的に訪問して、声かけや、困り事相談に応じていこうという活動で、今後のひとり暮らしの高齢者の増加が予想される中、岐阜県では2013年度には県下100%で見守りネットワーク活動を実施していく目標を掲げているとのことでございます。

さて、質問の一つ目でございますが、高齢者の安否確認についてですが、全国的に高齢者の所在不明者が続発し、高齢者の地域福祉対策が改めて問題視されておりますが、当市では高齢者の安否確認はどのように行われているのでしょうか。その現状として、過去を含めて不明者の有無と対処についてお尋ねをいたします。

次に二つ目、要援護者等の支援マップの作成についてですが、高齢者や障害者等の災害時の避難支援等に活用できる要援護者支援マップの作成が当市でも進められていることと存じますが、その作成状況をお伺いいたします。

プライバシーを重んじる時代であるがための支障もあり、いま一步踏み込めない事例も多いかと推察いたしますが、プライバシーより命です。防災マップなど、見ていない人より見た人のほうが避難開始の行動が約1時間も早まるという調査結果も出ておられると言われております。いま一步、高齢者への踏み込みも必要かと考えられますが、いかがなものでしょうか。また、火災警報器等の取り付けは十分強化されているのでしょうか。

次に三つ目、高齢者の孤独死についてでございますが、ひとり暮らしの高齢者がだれにもみとられず自宅などで死亡する、孤独死と見られる県内の事例が2009年までの3年連続で年間200人を上回ったことがわかったと、検視した県警の資料をもとに県政策研究会が統計をまとめたとの発表があり、ピーク時の2008年には300人を超え、発見までに死後1ヵ月以上が経過したケースもあったとのことでした。

福祉が充実され、安心して暮らせるはずの長寿国日本のこれがたどり着く現実の姿なのでしょうか。薄れていく家族のきずな、人と人との触れ合いなど、人としての根幹にあるべき大切なものを我々は忘れてしまったのだろうか、「孤独死」という言葉に、寂しく心の痛

みを感じずにはおれません。緊急連絡等問題はないのでしょうか。美濃市の高齢者の孤独死の現状と、その対策についてお伺いいたします。

次に四つ目、高齢者の生きがいについてでございますが、人口の高齢化が進んだ我が国のような社会では、単なる長生きよりも、人生をいかに充実したものにするかといった生活の質に重点が置かれるようになってきました。命の量から質へ、また主観的感情や心を大切にす時代へと移行してきたと言えます。高齢者にとって、健康観も生死や病気の有無で判断するのではなく、自立の維持や生きがいの保持へと、その視点が拡大してきております。

広辞苑によれば、「生きがい」とは「生きる張り合い」、また「生きていてよかったと思えるようなこと」と定義されております。何を生きがいと感じるかは人によってさまざまであり、一概に定義できるものではなく容易ではございませんが、何かよい策はないものでしょうか。当市での取り組みについてお伺いをいたします。

以上四つについて、民生部長に御答弁をお願いいたします。

次に、質問の2点目、電子黒板の活用状況と教育効果についてお伺いいたします。

平成21年度補正予算、スクール・ニューディール構想として、全国の公立小・中学校と特別支援学校に電子黒板が配備されることになりました。美濃市でも、すべての小・中学校に電子黒板が1台ずつ導入されましたことは記憶に新しいところでございますが、導入されて半年が経過した電子黒板は、どのように教育現場で活用されているのでしょうか。

電子黒板を活用することで、これまでの授業が5分ぐらい短縮できるという声も聞きますが、何分にも各学校に1台だけでは限界があると思えますが、小学校ではすべての教員が活用しているのでしょうか。また、中学校では活用が一部の教科に限られているようなことはないのでしょうか。

電子黒板を用いることによって、動画やグラフがふんだんに取り入れることが可能になり、児童・生徒の直観に訴え、興味を引きつけ、学習の集中力を高める授業ができると聞いております。しかし、せっかく電子黒板を導入しても、ほこりをかぶって眠っており、高額な機器を購入した意味がない学校も他市にはあると耳にしました。美濃市ではこのような心配はないのでしょうか。当市における教育現場での実際の活用状況と教育効果について、教育次長にお尋ねいたします。

次に質問の3点目、学校給食費未納対策についてお伺いいたします。

学校給食費は、学校給食法で職員の人件費や施設経費などは自治体が負担をし、食材部分を児童・生徒の保護者に負担してもらうことが規定されています。ところが、最近の景気の影響を受けてか、保護者の中に給食費を払えない人が増加していると報道されており、各自治体ではその対応に大変苦慮されていると聞いております。

文部科学省が2006年に行った調査によりますと、全国の未納額は22億2,963万円とも報告されております。本市の学校給食に関しては、地元の食材などをできるだけ生かし、工夫された献立によっておいしい給食を提供していただいております。感謝をいたしているところでございますが、現実問題として、当市の小・中学校でも他の自治体のように給食費の未納者が

あるのかどうか、あるとすれば、その件数と未納総額、未納者に対するの対策をどのように講じられておるか。また、子ども手当の支給が6月から始まりましたが、その効果は期待できないものか、以上、教育次長にお尋ねいたします。

以上3点につきまして質問をさせていただきましたので、よろしく御答弁のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） 市原議員の御質問の1点目、高齢者対策についてのうち、一つ目、高齢者の安否確認についてお答えします。

美濃市では、年に数回、高齢者の安否確認の機会を持っております。5・6月には、要援護者台帳の調査で、民生委員の方により市内の独居、もしくは高齢者のみの世帯に調査に伺っております。8・9月には、敬老会に際し、75歳以上の方に対して自治会から招待状を配付していただいております。11月には、シニアクラブが独居や寝たきりになった会員のところを友愛訪問しております。また、11月から3月は、月に1回、独居高齢者宅に社会福祉協議会が弁当の配付をいたします。そのほかに、配食サービスを利用している52名の高齢者には、配食業者による安否確認が通年を通して実施されています。

しかしながら、美濃市においては、東京都などで発生したような家族が死亡届を出さなかったという事例を想定しておらず、家族のある方の安否確認を行っていませんでした。そのため、今回の事例から、8月初めに95歳以上の高齢者77人の方の安否確認を、医療保険、介護保険とともに利用していない人がいないかどうか、調査いたしました。その結果、1名の方が医療保険も介護保険も利用されていなかったため、職員が訪問調査しましたが、元気で御健在でした。今後も、このような方法で、家族がある方についても安否確認を定期的に行う予定でございます。

また、高齢者について何か問題があるのではないかと通報を受けた際には、高齢者支援センターから訪問調査に出向いております。

次に、二つ目の要援護者等の支援マップの作成については、要援護者台帳に基づいて現在作成中でございます。年度内には完成する予定でございます。

なお、要援護者台帳につきましては、非常時等の活用に向け、市と自治会で協定を結ぶよう努めておりますが、現在約70%の自治会と協定済みです。今後、さらに協定率を高め、要援護者支援マップともども非常時等に活用していただきたいと考えております。

また、火災警報器の啓発にも、さらに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、三つ目の高齢者の孤独死についてでございますが、孤独死については、昨年1件発生しており、この方は要援護者台帳の対象者でございましたが、民生委員の訪問に対してかたくなに拒否されて、民生委員を追い返すというような状態で、調査も訪問もできずにおりました。自治会の役員の方が、郵便などがたまっていることに気がつき、初めて死亡が確認されました。

このように、民生委員の訪問を拒否されたり、自治会のつき合いもされない方への対策は

大変困難かと思われます。現在、支援を必要とされるほとんどの方が要援護者台帳に記載されており、そういった方の見守り体制はできておりますが、それを拒否される方も若干名お見えになります。今後、自治会、民生委員、シニアクラブなどが協力して、訪問とは違う方法で見守り体制を強化していくことが必要かと思ひます。

次に、四つ目の高齢者の生きがい対策についてお答えいたします。

市では、シルバー人材センター、シニアクラブの支援を行っております。シルバー人材センターでは、現在379名の会員があり、就労延べ人数は2万7,059名、契約金額にして1億1,944万円余りを計上しており、高齢者の社会参加という点で大変有効に機能しております。

シニアクラブにつきましても2,900名余りの会員が活動を行っており、従来の趣味やスポーツを楽しむ会にとどまらず、児童の登下校の見守りなどの地域に根差した社会参加型の活動も取り入れております。

そのほか、地域におけるふれあいサロン活動や公民館事業、生涯学習やスポーツ活動、各種ボランティア活動等、さまざまな事業や活動が行われているところでございます。

特に、今年度からは各地区の地域ふれあいセンターが、それぞれの地区の地域振興の拠点となって、地域のつながりや人と人とのつながりを大切にして、公民館活動や生涯学習を初め、健康・福祉・環境・防災等、さまざまな分野で多彩な活動が繰り広げられております。そこでは、地域の人々が集い、語り、交流し、活動する中で、生きがいを見つけ出すことができるに違いありません。また、移動手段を持たない方々は、地域の皆さんの御協力を得るとともに、移動手段の確保に努めながら、数多くの市民をふれあいセンターに呼び込んでいくことも今後必要なことだと考えております。

生きがいを持って暮らしていただくために必要なことは、まず心身の健康が第一ですので、高齢者向けの健康講座等を年間250回ほど開催して、延べ3,000名以上の参加をいただいております。ことしからは、認知症対策として脳の健康教室も開催しており、大変好評で、半年にわたる長い教室でありながら、最高齢92歳の参加者の方までほとんど休まず参加されています。今後も、このような方法で、長くなった老後をより健やかに過ごしていただける生きがい対策をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 市原議員の一般質問の2点目、電子黒板の活用状況と教育効果についてお答えいたします。

市原議員が御指摘のとおり、電子黒板は平成21年度末に美濃市の全小・中学校に導入されました。電子黒板の導入については、国としては景気浮揚事業の意味合いもありましたが、美濃市の小・中学校では、近年、デジタル教材の活用について研究を進めてきており、その点からも大変意味ある備品整備につながったと考えております。

8月25日の読売新聞全国版には、美濃市と岐阜大学が共同で行った実験「観察融合型デジタル教材活用事業」の具体事例として、デジタル教材を使った美濃北中学校の理科授業が紹

介されました。そこでも電子黒板が有効に活用されており、それが子供たちのわかりやすい授業につながっている様子が報告されました。科学技術振興機構や国立教育政策研究所のサイトには、無料で使用できるデジタル教材が多数準備されており、今後、電子黒板の活用度は高まるものと考えています。

現在、中学校では理科室で、また小学校では高学年の教室で電子黒板が多く活用されています。中でも、小学校高学年の英語活動では、市内すべての学校で電子黒板を用いた学習を実践しています。

課題は、衝撃に弱い電子機器であるため、設置教室を固定したり、同じフロアで使用したりすることが多いことです。そのため、中学校では理科以外の教師、小学校では高学年以外の教師は、まだ頻繁に電子黒板を活用しているとは言えないのが現状です。現在以上に電子黒板の活用を図ろうとすれば、各校に配置した電子黒板の台数をふやすことが必要になります。

美濃市教育委員会は、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を方針と重点の一つに掲げております。それに関する電子黒板の有効性をさらに検証し、必要に応じて今後の導入計画を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

続きまして、3点目、学校給食の未納対策についてにお答えします。

学校給食については、毎日1,920食を児童や生徒等に提供しており、小学生が1食250円、中学生は280円を徴収しています。給食の経費負担については、学校給食法第6条2項で、食材費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者が負担するものと定めています。

全国的に深刻さを増し、社会問題にもなっている給食費の未納者は、本市においても平成19年度から出てまいりました。19年度から21年度までの3ヵ年で10世帯16人、85万1,340円、今年度は7月末現在16世帯26人で、26万9,400円の未納額となっています。このような未納者には、電話をする、文書を送る、授業参観等の際に保護者に話をする、学校と給食センターの職員が家庭を訪問するなどの方策を講じております。

未納の理由については、経済的に困窮して支払うゆとりのない家庭がふえているのが主な理由となっておりますが、経済的に支払いが困難な方には、学校に相談するように保護者に働きかけることも行っています。また、ことし5月には、すべての保護者に給食の申し込みと給食費の誓約書を提出してもらいました。この誓約書については、保護者に納付意識を確実に持ってもらう意味からも重要なことですので、今後も続けていきたいと考えております。

さて、質問の二つ目の、子ども手当の支給が6月から始まり、その効果は期待できないかではありますが、学校でも支払っていただくことを期待し、支給が始まった6月に文書を送りましたが、その効果は現在のところあらわれていない状況となっています。

以上をもちまして答弁とさせていただきますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

[8 番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 8 番 市原鶴枝君。

○8 番（市原鶴枝君） 詳細にわたる御答弁をいただきまして、ありがとうございました。お
おむね了承はいたしました。少しばかり要望をいたしておきます。

高齢者対策につきましては、当市の高齢化率も年々上昇傾向にありまして、現在27.4%と
聞いております。

美濃市の目標にあります住みたいまちの第一条件は、安心して暮らせる福祉の充実したま
ちづくりであろうかと存じます。要援護者支援マップ等の作成を早急に進めていただき、人
生の最期を孤独死などで迎えることのないよう、充実した高齢者対策を進めていただきます
ようお願いをいたします。

また、電子黒板につきましては、大変導入が順調にスタートされているようでござい
ますが、できれば一度、そうした教育現場を視察させていただきたいと思っておりますので、よ
ろしく願いをいたします。

また、給食費未納対策につきましては、大変まだまだ深刻化してくる問題ではないかと思
いますが、保護者への十分な御理解等を進めていただき、何とか納まりますよう、よろしく
願いをいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） これより10分間休憩いたします。

午後 1 時53分 休憩

午後 2 時03分 再開

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） 私は、2点についてお尋ねいたします。

1点目に、老朽化するスポーツ施設の充実と改修についてであります。

全国的に少子・高齢化が急速に進行している中、当市も同様で、このため市民の健康づく
りの一環として、市民1人1運動が推進されているところです。

健康の保持と体力増進、ストレス解消、さらに生きがいづくりを含め、老若男女を問わず
多くの方がそれぞれ自分の体力に合わせ、軽スポーツを初め各種スポーツに取り組んでおら
れます。ことしの夏のように猛暑の日が続く中でも、室内・屋外でさまざまな競技を楽しん
でおられる皆さんを拝見しております。

こうしたスポーツを愛する市民が多い中、一方で施設の老朽化が心配されます。当市の主
なスポーツ施設は、いずれも完成からかなりの年数が経過し、老朽化が著しく、施設の傷み
が顕著で、ところどころでは危険性も含んでいるように思われます。

そこで、私は大きく次の4点について質問します。

まず美濃市体育館です。昭和48年の完成で38年目が経過し、今までも応急処置は繰り返
していますが、何より耐震性について心配しておりますが、最近では天井からの結露水がフロ

アの中央付近に固まって落ちてきて危険な状態であるため、利用者に注意をしていただいておりますが、早急に解決していただきたいと思っております。

次に、市民球場及び陸上競技場の整備であります。市民球場は、昭和52年ごろの完成と聞いております。この間に改修は行われておりますが、長年の問題として、改修しても外野付近は水はけが悪く、降雨時には水たまりができ、場所によってはコケが生え、水分を含むと滑りやすく大変危険な状態であります。

また、陸上競技場は昭和47年の完成で、この間、改修は行われておりますが、何度改修しても、降雨で表面の砂が流され、下地の赤土があらわになり、小石があちこちで露出し、スライディングもできないほど危険であります。

次に、各地区のグラウンド整備についてであります。

各地区のグラウンドも排水が悪く、側溝の改修を含め整備が必要と思われるので、改善策の検討をしていただきたいと思っております。

最後に、台山グラウンドに放送設備が設置できないかであります。

台山で大会やイベントを開催したくても、ハンドマイクでは声が通らないので、ぜひ放送設備の設置をお願いするものです。

以上、スポーツ施設について4点お尋ねをしましたが、今までに一般質問、あるいは直接担当課にお願いをして応急処置はしていただいております。しかし、現状では当市の施設での対外試合等は不可能と言えます。そこで、大きな施設の改修には多額の予算が伴いますので、計画書を策定し、この先、例えば二、三年ごとの間隔でスポーツ施設を限定しまして、計画的に思い切った大改修を望むものであります。

スポーツを愛する市民が安全で安心した施設利用ができるためにも、ぜひ早急に対応していただきたく、答弁をお願いします。

2点目は、美濃市駐車マナー向上委員会の啓発パトロールについてであります。

伝建地区に選定されたうだつの上がる町並み周辺が整備されるにつれ、市街地も以前に比べ活気が出てきて、美濃市を訪れる観光客もふえ、年間100万人を超えたと聞いております。町並みが美しい景観を形成する中、駐車禁止区域での路上駐車、いわゆる違法駐車が目立つようになり、せっかく整備された町並みのイメージダウンにもなりかねません。

そこで、この4月に市と自治会、関係団体が連携した駐車マナー向上委員会が設置され、違法駐車・迷惑駐車の解消に向けて駐車マナー向上啓発パトロールが実施されておりますが、今日までの経過と今後の対応についてお願いをいたします。

以上2点について答弁をお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 岩原議員の一般質問の1点目、老朽化するスポーツ施設の充実と改修についてお答えいたします。

本市におけるスポーツ施設は、体育館が8施設、グラウンドが8施設、野球場が1施設、プールが1施設、テニスコートが3施設、弓道場が1施設ございます。スポーツ施設全体の

利用者は、1年間に10万人の方が御利用いただいている状況でございます。そのような中、各施設におきましては、毎年少しずつではございますが改修を行ってきている現状でございます。

議員御指摘の、体育館内天井より床に結露の水が落ちることについては、湿度が高い場合、年に1度か2度あることがございますが、換気扇を回すなどの対策を行っている状況でございます。

次に、市民球場及び陸上競技場の整備につきまして、当施設は市の中心的スポーツ施設であり、多くの市民が御利用されております。そのような中、排水問題や雨水時における表土の流失等の問題があり、改修は必要なことと考えております。

また、各地区グラウンドの排水施設整備につきましても、地区住民による利用は高く、改修は必要なことと考えております。

台山グラウンドに放送設備の設置につきましても、今後検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、利用される受益者で利用しやすいように整備していただくことと、市において整備しなければならないことを整理し、順次計画的に整備を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜り答弁いたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） 岩原議員の一般質問の2点目、美濃市駐車マナー向上委員会の啓発パトロールについて、効果はどうか、今後についてお答えいたします。

近年、美濃市内で、駐車禁止にもかかわらず路上駐車する車を見ることがございます。特にうだつの上がる町並みでは、高齢者、子供、増加する観光客等の歩行者にも支障があり、交通事故の原因にもなります。また、国の伝建地区に選定された町並みの景観を阻害するなどの理由から、道路上の違法駐車は追放、市営駐車場の適正利用運動を展開するため、ことしの3月26日に交通安全指導員、小・中学校関係者、各種団体の代表者等の皆さんに委員に御就任いただき、美濃市駐車マナー向上委員会を設立いたしました。

実施区域は美濃市全体を対象としますが、あんしん歩行エリアの美濃小、美濃中から500メートル内を重点地区とし、最重点地区を俵町、常盤町、泉町、加治屋町等の通称目の字地区とし、歩行者、ベビーカー、シルバーカー使用者の安心・安全を確保するため、交通マナーの向上、特に迷惑駐車は追放を目的とするパトロールや啓発活動を実施しております。

パトロールや啓発活動は、4月から月2回程度、エリアを歩きながらハンドマイクで迷惑駐車は追放を訴え、交通マナーの向上を図っております。また、違法駐車には、啓発用のチラシを車のワイパーに挟むなど、8月末までに9回実施してまいりました。

この駐車マナー向上委員会による啓発により、住民や委員から、前と比べると違法駐車は少なくなった、パトロールによる啓発の効果があるなどの意見があるものの、一時的なもので、パトロールが終わると違法駐車が見受けられるとの意見や、時には両側に駐車してあり、マナーの悪い運転者もいるとの報告も受けています。

駐車マナー向上委員会の目標は4月から9月までの啓発でありましたが、9月末に委員会を開催し、今後の活動について、委員の皆さんに御意見をお聞きし、歩行者や自転車等が安心して通行できるよう進めてまいりたいと存じます。

なお、市女性交通安全委員、中濃交通安全協会等の協力を得て行う月2回早朝に実施する交通安全パトロールや、年4回行う全国交通安全運動等の期間中の啓発活動、市営駐車場の適正な利用を促進するパトロールなどを今後も進め、各地区の自治会の皆様の交通安全に対する御協力をお願い申し上げるとともに、市民が中心となった交通安全啓発を推進していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 10番 岩原輝夫君。

○10番（岩原輝夫君） それぞれ答弁をいただきましたことについて、お願いと要望をいたします。

まず市民球場と陸上競技場については、改修計画を立てて実施していただけるとのことです。この先、市民が長期間にわたり、安全で安心してスポーツができるようお願いをしておきます。

台山グラウンドについては、早い時期に放送設備の設置をお願いします。

また、各地区のグラウンドについては、管理者と相談の上、それぞれ地区の要望にあわせた整備をお願いします。

美濃市体育館の結露水の落下は、最近発生した問題ですが、換気扇のみの対応で解決できるのかと思いますが、原因を明らかにして再発防止に努めていただくようお願いします。

実は、私は平成13年第4回定例会において先ほどと同様の質問をいたしました。美濃市体育館について、「老朽化が目立っているので、近い将来に改修または新築計画の策定が必要との答弁でありました。あれから10年目を迎え、財政的な事情があることは承知しておりますが、昭和47年完成以来40年近く経過しておりまして、老朽化が著しい中、私が一番心配しておりますのは耐震問題であります。さらに、窓枠のすき間から雨が入り込んだり、あるいはカーテンが完全に閉まらないため日差しが入り、卓球競技等に支障を来すなど、既に大がかりなりフォームか建てかえが必要な時期に来ていると思います。早急な検討・実施を望むものでございます。

2点目の、駐車マナー向上委員会の啓発パトロールにつきましては、実行委員の皆さんには大変御苦労さまですが、今後とも市民の認識が定着されるよう、引き続き運動を継続していただくことをお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、9番 鈴木隆君。

○9番（鈴木 隆君） 私は、一般質問2点を行います。

1点目は、所在不明高齢者のことであります。このことが報道されてから1ヵ月余りたちますが、美濃市においてはどうなんだろうと思っていました。私の住んでいる町内ではまず

ないと思っていましたし、市においてもそんなことはないと思っていました。しかしながら、8月31日の中日新聞に、美濃市においては、最高齢146歳で、戸籍上は生存していることになっていました。100歳以上の高齢者が51人いることがわかり、120歳以上が19人いるとのことでした。

毎年、敬老会をやっている我が町内でこんなことを聞いたことがありません。そこで、市としてはこのことにどのように対処してきたのか、お伺いします。

2点目は、電動アシスト付貸出自転車についてであります。

スローライフやサイクルシティーを目指す我が市において、自転車が自動車にかわる乗り物として注目を集めています。私も大賛成でございますが、一つ気がかりがあります。1人乗りは安定していて非常に快適だと思いますが、2人乗りや3人乗りのような子供を乗せるタイプは安定性に欠けるのではないかと思います。先日も、テレビのニュースで同じように貸し自転車をやっている自治体の話をしていましたが、子供のけがが多いとのことでした。

そこで一つ目に、電動アシスト付自転車を貸し出すのは非常にいいアイデアだと思いますが、利用者が事故等でけがをした場合、対応はどうしているのか、お伺いします。

二つ目に、こういった自転車を購入するときの補助金制度はあるのかお伺いします。

以上2点、お願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 民生部長 梅村健君。

○民生部長（梅村 健君） 鈴木議員の一般質問の1点目、所在不明高齢者が美濃市にもいることがわかったが、今後どうしていくのかについてお答えします。

現在、全国各地で、戸籍はあるが所在不明の高齢者がいる問題が発生しております。当市も、戸籍上は生存するが住民登録がなく、所在不明の100歳以上の高齢者の調査をいたしましたところ、51人の該当者がございました。そのうち120歳以上が19人で、最高齢者は1863年（文久3年）の江戸時代に生まれた146歳の男性の戸籍が残っています。こういったことの原因は、ブラジルなど海外へ移住した人、戦争の混乱期に死亡したが届け出のないまま残っているケースなどが考えられます。

100歳以上で所在不明者については、本人の生死及び所在について関係者がいないのか、関連戸籍、身分関係図、関係親族等の調査を行い、資料を収集しますが、関係者はいるが死亡の事実が特定できない、あるいは調査資料を得ることができない場合、関係者不明で資料が得られない場合など、死亡の確率の高い高齢者が戸籍に残存している場合は、戸籍法第44条第3項及び第24条第3項に基づき、管轄法務局長の許可を得て行政上の戸籍整理の方法として高齢者削除を行いたいと考えます。

いずれにいたしましても、市税、年金等直接影響はございませんが、当市だけの問題でなく全国的な事案でございますので、法務局の御指導をいただき、県下の戸籍担当者会議で情報を交換して、法的な事務手続はもちろん、適正に処理していきたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 宮西泰博君。

○産業振興部長（宮西泰博君） それでは、鈴木議員の一般質問の2点目、電動アシスト付自転車の貸し出しについて、一つ目、利用者が事故、けがをした場合の保障についてと、二つ目、自転車を購入した場合の補助金制度はあるのかについてお答えいたします。

美濃市が進めているサイクルシティ構想では、素晴らしいライフスタイルとして自動車から自転車に乗りかえることにより、ゆったり・ゆっくり移動することによって新しい価値が生まれ、地域の人々のつながりや地域のすばらしさがわかり、一層市内全域で自然や環境に優しいまちになると考えています。したがって、自動車中心の交通社会から、次の時代の新たな移動手段として、楽しく健康的に自転車を利用していただくためには、起伏の多い美濃市の地形では、特に電動アシスト機能付自転車は非常に有効的だと思います。

そのよさを知っていただくための第1弾として、平成22年4月28日から7月30日までの期間、モニターを募集し、試乗アンケートを実施いたしました。また、さらに第2弾として、9月1日から12月28日まで、より多くの市民に体験してもらおうと、各地域ふれあいセンター6カ所、まちかど情報ステーション美濃俵町町屋、美濃和紙の里会館と美濃市役所の計9カ所に貸出場所を分散して、無料で最長15日間の試乗モニター事業を実施しているところでございます。

御質問の一つ目の、利用者が事故、けがをした場合の補償についてでございますが、事故等はあってはならないことです。しかし、この試乗モニター貸出期間中の方が一事故には、TSマーク付帯保険と自転車総合保険の補償がつけてございます。TSマーク付帯保険は、自転車安全整備士が自転車を点検、整備して道路交通法上の確認された車両で、傷害及び賠償責任保険が付加されています。自転車を運転中に事故を起こした場合、傷害保険としては、入院加療15日以上で一律10万円、死亡または1から4級の重度障害で一律100万円、また賠償責任保険金としては最高限度額2,000万円が支払われます。また、自転車総合保険はリース契約の中で加入しており、借り受け人本人に対しての保険で死亡1,000万円、入院日額5,000円、通院日額3,000円が免責なしで支払われます。これらのほかに、リース契約の中には盗難保険にも加入しております。事故が発生した場合、どうしても利用される方の自己責任部分が生ずる場合もありますので、利用者の方には、安全運転を心がけていただくよう指導しているところでございます。

御質問の二つ目の、自転車を購入した場合の補助金制度はあるのかについてお答えいたします。

美濃市においては、現在そうした補助制度はございません。しかし、先ほど申し上げました第1弾のモニター制度を利用された方のアンケート結果の中では、とても快適に走れたなどよさを認識された多くの意見で、「いずれ購入したいです。購入時に補助があればよいです」「1台7から8万円するので、購入時に半額程度補助があればよい」「もう少し乗りたい。買えるとよいですが、ぜひ補助金を」「この自転車を格安で払い下げるとか市から購入補助金があれば購入し、日常使いたい」と、多くの方からの電動アシスト付自転車を購入する際の補助金の要望がありました。現在、第2弾として電動アシスト付自転車モニター

制度を実施中ですが、さらに10月1日から、美濃市で財団法人国際交通安全学会による超小型電気自動車・電動アシスト自転車の利用した社会実験が行われます。こうした今後の取り組みの結果を踏まえ、次年度には補助制度が実施できないか検討していきたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 私は、発言通告に基づき2点を質問いたします。

初めに、1. 小・中学校において、子供が教育を受ける上で、快適な衛生環境について、文部科学省が示す日照、気温、音といった基準がどのように生かされ、改善が図られているか、教育次長兼教育総務課長に質問をいたします。

半世紀以上生きてきましたが、ことしの夏ほど暑さを感じた年はありませんでした。皆さんも、「こんなに暑いことは初めてだ」というあいさつを異口同音に交わされたのではないのでしょうか。この夏の気象の異常ぶりは、猛暑日と熱帯夜の分布にあらわされるように、昼夜を通じて高温が続いたのが特徴であります。9月3日、気象庁は、30年に1回の異常気象だと発表いたしました。内容は統計開始以来113年間で最高の気温であったということをはっきりと示しています。そして、この異常は8月にとどまらず、9月4日、隣の郡上市で全国ランキング1位となる39.1度を記録し、本市でも当日37.7度のことし最高気温となり、9月半ばまで残暑が続く見込みとなっております。

気象庁のホームページには、最高気温の歴代全国ランキングが掲載をされ、2007年8月16日付で、1位の多治見市を初め、美濃市は15位に位置し、40度のタイトルホルダーであることがわかります。このように美濃市は全国的に見ても暑い自治体の一つであります。

7月には、小学校へ通う児童のお母さんから、暑くて勉強にならないようだ、何とかならないかと、9月に入ってからは、中学生から直接、下敷きであおっていたら先生からしかられた。暑くてやっつけられないという声を聞きました。

この間、学校では給食の御飯のときにお茶がなく、牛乳だけでとらなければならないとか、学校によっては水筒でお茶を持参することが禁じられているところもあると聞き、生徒・児童の教育環境はどうなっているのか調べてみました。

学校保健安全法は、第6条1項の規定に基づき、児童・生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることか望ましい基準として、「学校環境衛生基準」、以下「基準」と略しますが、これを定めております。そこでは、第1に、教室等の環境に係る基準として、教室等の換気・保温・採光・照明・騒音等の環境に係る基準を定め、検査項目ごとの年1回から2回の定期検査を義務づけております。中でも気温については、10度以上30度以下が適温であるとして、最も望ましいのは、冬季では18度から20度、夏季では25度から28度であること、相対湿度は30%以上80%以下であることが望ましいとされています。第2には、飲料水等の水質及び施設・設備に係る基準、第3には学校の清潔、ネズミや蚊、ハエ、ダニ、シラミ、ゴキブリといった衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る基準、第4には水泳プールに係る基準、第5に、日常における環境衛生に係る基準として、毎授業日に行う点検が上げられ

ております。ここには、換気が適切に行われ、外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと、黒板面、机上面が明るく、かつ見え方を邪魔するまぶしさがいいこと、学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないことを教室等の環境としてあげ、さらに第2から第4までの項目についても、日常的に点検・検査するものとされております。

そこで、当市においてこれらの検査項目がきちんと行われているか、基準を満たさない項目にどのような対策がとられているか、質問をいたします。

市内各小・中学校に通う児童・生徒に、教室の気温や照明、騒音、においについて聞き取ると、照明については、雨の日に多少暗く感じることはあっても、ほとんど問題はないと答えました。騒音については、少数が工事の音、飛行機の音、他のクラスからの音が気になるという答えでありました。おとといにも、各務原からのものだと思いますが、ジェット戦闘機が2回ほど旋回しておりました。ふだんに経験のできないような大変なことです。沖縄では、あれが毎日100回以上、年間で3万9,000回。6月の学力テストの質問を見ると、沖縄県が外れて平均点が悪かった。そこらあたりも、この騒音に原因があるのではないかと考えた次第であります。また、においについては、それぞれ1人がトイレがにおう、田にまかれた牛ふんがにおうと答え、基準を超えて問題になりそうなのは気温のみという状況でした。答えてもらった24名全員が「暑くて勉強に集中できない」と答え、扇風機はあるが教室に1台か2台で、風の来ない場所だと不公平だという声が多数ありました。授業中に水かお茶が飲みたいとも聞きました。去年と比べて特に暑いという声が圧倒的であります。

私たちが子供のころ、35度を超えるような日は一日もなかったのではないかと思います。子供は、多少寒暑の厳しいところで鍛えた方がよいという意見も大人から聞きますが、温暖化ならぬ温熱化の異常気象の中で、熱中症になってはもともとも子もありません。

美濃北中の耐震補強は、子供たちの安全のために、2年足らずの期間のために緊急に施行しました。酷暑の中、同じ緊急性を認めなければなりません。

9月の新学期が始まり、連日熱中症の児童・生徒がテレビ・新聞でニュースになっております。緊急避難で図書室、パソコン室、保健室等、特別教室へ行くのも限りがあります。職員である先生方も危険ではないでしょうか。秋は一日一日深まり、すぐに涼しくなるとしても、気象庁は9月3日の記者会見で、ことしは30年に1度の異常気象だが、近々またこのような経験をする可能性があり、十分対策をとっていただきたいと話しております。エアコンが間に合わないなら、せめて扇風機をすべての子供に風が行き渡るよう、配置してはどうでしょうか。来年度には、普通教室の何割かにエアコンを設置していくことも考えていただきたいと思っております。

もう1点、子供たちから聞かれた水分補給についてお尋ねしたいと思っております。

学校によっては、水筒でお茶を持参することを禁止しているところもあると聞きましたが、どういう理由によるのか。持参が許可されているところもあり、不思議に思っています。水道水については、基準の第2に検査項目が示されていて、そのまま飲料水としても問題がないという考え方なのではないでしょうか。生水を飲むと体によくないので、水筒のお茶の方が飲みやすく

安全と以前は言っていたように思いますが、衛生的根拠も変わったのでしょうか。すべての学校が水筒を持参できるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

ついでに申し上げれば、御飯給食のときでも飲み物は牛乳だけと聞いておりますが、日本人の味覚・食文化を壊すことになりかねません。そのためにも、お茶を学校が用意すること、それができないなら水筒の持参を認めるべきと考えます。

以上、学校の環境衛生について、改善するべきではないかと考え、質問をいたします。

質問の2点目です。広岡町・松森線、コインランドリーしゃぼん美濃店前交差点に信号機の設置の要望が数年前から出されているが、実現されておりません。交通安全面から、まず減速措置だけでも施せないかについて、建設部長へ質問をいたします。

通称上松森しゃぼん前交差点は、道路供用開始から約3年半が経過し、この間に数回の事故がありました。どれもスピードを制御し切れず起こったように聞いております。事故にならないまでも、急ブレーキの音は頻繁に聞かれ、事故ではないかと不安になると近隣の方が話してみえます。

広岡町方面から南下するとき、道路の広さも手伝って、50キロから60キロ出ているのに、美濃中学校の東側を通過した後、大きなカーブを描いて急な下り坂となり、下り切ったところが交差点となるため、県道側から東進する車両は見えても、亀野町方面から坂道をおりてくる車両は見えにくく、急ブレーキをかけることになるようです。

これまでにとられている対策は、広岡町方面からの車両に見えるように立て看板が2カ所に立てられていること、白線内側に破線で減速を図っていること、平日の通学登校時間帯は学校による交通指導がされている程度であります。

松森自治会からは、毎年信号機設置の要望が出されておりますが、実現を見ておりません。県公安委員会に問い合わせると、県の財政が厳しいため、設置効果、緊急性、住民の要望等を勘案し、より必要性の高いものから設置しているが、各地からの要望にこたえ切れていないという回答でありました。

信号機が早期に設置される見込みがない中で、応急的な対策がとれないかと考えます。下り坂でのスピードに問題があるなら、スピード規制をすればよいと思いますが、時速40キロ以下にしようとするとならば一定以上の区間が必要とされ、前後数百メートルまで規制がかかり、現実的ではないということでありました。となると、交差点の手前の減速を図ることになりますが、道路の減速では各地でさまざまな試みがされておるようです。

中有知小学校の北東側交差点は、減速表示をつけてから事故は起こっておりません。減速路面表示には破線とマークという2通りがあり、減速効果は白線の内側に破線表示をするよりも、道路全面に白線でゼブラ模様を描く方法や、走行車線の中央部に立体減速表示や楕円形やハンプ（突起）といったマーク表示がより大きいとされているようです。民家が近いことから、騒音が起こる突起物は適当とは思われませんが、大きな費用をかけずに効果が期待できる減速を促す表示をつけていただけないか、質問をいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 並議員の1点目の一般質問、小・中学校において、子供が教育を受ける上で快適な衛生環境について文部科学省が示す日照・気温・音といった基準はどのように生かされ、改善が図られているかについてお答えします。

文部科学省では、子供たちが適切な環境のもとで学習ができるように、換気・気温・照明・騒音などの環境衛生基準を定め、それぞれの検査を行い、適正を欠く場合には校長が必要な措置を講じなければならないと定めています。

現在、本市がこの基準に基づいて行っている検査としては、水質検査と照度検査を年2回、ダニの検査、教室内の空気汚染物質や二酸化窒素検査等を年1回、学校薬剤師と県公衆衛生検査センターによって行っております。

基準を満たさないケースとしてよくある事例としては、教室内で建材から出るホルムアルデヒドの空気中濃度が濃い場合があります。教室内の換気が不十分なために起きるケースで、このようなときは教室の窓を全開し、換気を十分行ってから子供たちに入室してもらうように指導しています。特に、休み明けなどに起きるケースですが、学校としては良好な環境のもとで子供たちに学んでもらうことができるように、常日ごろから気を配り、気がついた点があれば改善するように取り組んでいます。

次に、教室の扇風機がすべての子供に当たるようにとの質問でございますが、現在、小・中学校では全部の普通教室で1台ないし2台の扇風機を教室の前や後ろにつけて、暑さ対策をしております。教室内のすべての子供に風が当たるようにしようとするれば、台数をふやすこととなりますが、そうすると子供たちが勉強に集中できないことも生ずるなどとして、学校側の配慮から2台で稼働しているところが多い理由となっております。

次に、すべての学校で水筒持参をとの御質問でございますが、現在、市内小・中学校では二つの中学校が水筒持参を認めていません。これは、家を出てから帰宅するまで10時間を超える日が多くある中学校では、家から持参した水筒の飲み物を午後も飲み続けることが衛生的に問題であると判断していることを含め、学校がこの問題を総合的にとらえて判断した結果であります。

教育委員会では、今後も子供たちの健康管理に十分な配慮を継続するよう、学校に対して指導していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤好夫君） 建設部長 丸茂勝君。

○建設部長（丸茂 勝君） それでは、並議員の一般質問の2点目、広岡町・松森線コインランドリーしゃぼん美濃店前交差点に信号機設置の要望が数年前から出ているが、実現されていない。交通安全面から、まず減速措置だけでも施せないかについてお答えいたします。

当路線は、市街地と松森を結ぶ幹線道路で、県道富加・美濃線を経由して東海北陸自動車道美濃インターや岐阜方面へと接続する重要な路線として位置づけ、名鉄美濃町線の廃線敷が美濃市へ寄附されたのを機に道路計画を策定し、延長720メートル、2車線片側歩道とし

平成15年度から整備を進め、平成18年度末に完成しました。

平成19年3月28日に供用開始して以来、当初予想を上回る交通量となり、またスピードを出して走る車もあり、確かに地元住民は交通事故が発生するのではないかと不安を抱いていました。この間、自治会からも速度規制、あるいは当交差点信号機設置につきまして強く要望があり、市民生活課を通して関警察署へ要望してきたところですが、信号設置は、本線部分に右折車線を設置、さらには東西の道路を2車線に拡幅しなければ設置不可能との回答をいただき、現時点では用地対応等の問題があり、早期対応については困難と判断しています。しかし、当交差点では、この間交通事故も発生しており、また中有知地区小・中学生の通学路でもあり、交差点手前がS字カーブで、しかも下り勾配が続き、スピードが出やすくなっており、危険な交差点として認識しています。したがって、何らかの対応をしなければならぬと考えています。現在、当交差点付近の減速対策としましては、注意喚起看板、警戒標識、デリニューターを設置しています。また、交差点には横断歩道があり、前後にはひし形マークが路面標示されています。本来、このマーク手前では減速しなければなりません、現実には減速しないまま交差点に進入してきています。こうした現状を踏まえ、さらなる安全対策としましては、交差点手前ガードレールに矢印板の設置、路面には減速マーク、あるいは速度落とせのV字減速帯の標示や、交差点対策として東西の道路に一時停止、減速帯等が必要と考えます。

今後、このような交差点において、いかに確実に減速を促すことが可能か、早急に関警察署と協議し対応を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 答弁をいただき、ありがとうございました。

質問の2点目には了解をしますが、1点目には再質問を申し上げます。

学校の環境衛生の基準について、市が行っている検査は、水質・照度などを行っているとの答弁でしたが、ここでは気温については触れられませんでした。

学校では、良好な環境で学べるように気を配り、気がついた点があれば改善していると言われました。それでは、ことしの夏の最大の環境変化である猛暑についてどのような改善がなされたのか、今後どんな改善をしようとしているのか、再質問をいたします。

聞くところによれば、休み明け、PTA役員を通じて家庭で使われていない扇風機を集め、各クラスへ配置した学校があります。子供たちから聞き、保護者にも暑さ対策を何とかしたいという思いがあります。役員の方も必死です。中には、新しく購入したものを提供された方もあるようです。義務教育の学校に、PTA役員となったばかりに、一保護者が学校の備品代を負担するというのも問題と考えますが、これはまた改めて取り上げさせていただきたいと思えます。

設置をしたとしても、家庭用の扇風機です。風が届く範囲も狭く、届かない場所もたくさ

んあります。子供たちから聞くと、風が来るのは一部の人だけで不公平だという声が多いのです。教育の場で不公平感を持たせていることは問題だと思います。教室全体に風が行き渡るようにできなかったのでしょうか。

余りの暑さに下敷きでおおぐとしかられるといます。うちわや扇子の使用も教室では不適切であれば、扇風機かエアコンしかありません。答弁では、扇風機は1教室に設置する台数に限りがあり、ふやすことが子供の勉強に集中できない理由となるとも言われました。しかし、子供たちは音や風以前に暑さで勉強に集中できないと言っているのです。暑さを解決することが、安全に授業を受ける上で最優先課題となっております。家庭用扇風機では間尺に合わず、業務用のような大型のものでは風量、騒音が問題にもなります。天井からつるすタイプのものでどうかと考えますが、やはり気温を下げるにはエアコンにまさるものはないでしょう。

質問の最初にも述べましたけれども、気象庁はことしが30年に1回の異常気象と認定し、きょうは9月に入って初めて最高気温の予想が30度を下回っておりますけれども、まだ10月まで平年より気温が高い状態が続くおそれがあるそうです。また、地球温暖化の影響で、近いうち、来年にも同じような猛暑があり得ると発表しております。

大地震はいつ起こるかわかりませんが、猛暑は既に起こっている現象であります。予算がないことを理由に手をこまねているわけにはいきません。

去る9月7日、OECD28カ国中、GDPに占める日本の教育費の割合が3.3%で最下位だったと公表しております。美濃市は財政危機だとされますが、その中にあるのも子供の安全、健康という最も基本的な教育環境の整備のためです。学校環境衛生基準が示す気温は30度以下、望ましいのは28度以下です。最優先でエアコンの設置が求められると思いますが、どうでしょうか。

9月になってから行っている暑さ対策と、来年の夏に向けての対策について、扇風機やエアコンの設置などできないか、具体的に答弁をお願いします。

もう1点、水筒持参を認めてほしいという件には、学校ごとの判断に任せておけばよいという考えでしょうか。夏の間、同報無線でも繰り返されたように、熱中症対策には小まめな水分補給が求められます。基本は、休み時間ごとに水分補給できるように、学校でお茶等を用意することだと思いますが、それができないのであれば、水筒の持参を認めるべきです。

熱中症は、高齢者の次に中高生に多く、学校にエアコンが設置されない状態では、水分補給が唯一の防衛手段とされております。その機会をふやすべきときに、水筒は衛生的に問題があるとする学校の判断によって持っていけないのでは、対応に疑問が持たれます。

水道水を直接飲むことについては、保護者の中にもさまざまな考え方があり、水道水があるから水分補給の問題がないとは言えません。全国的にも、小・中学校での水筒持参は学校ごとにまちまちであり、夏季に限って認めているところもあります。長時間の水筒利用が衛生的にどうかというのは、直接口をつけて飲むことや、水筒の洗浄が十分でないこと、古いお茶を持ってくる等の基本的な問題があり、毎日水筒を洗浄することや、新しいお茶を入れ

てくるよう指導すればよいことだと思います。

水筒持参による弊害ばかり見て利益を見ないのは、持参を希望する生徒・保護者には納得できません。市として、学校の判断だけに任せず、御飯給食でのお茶とあわせ、当市で熱中症が事件となる前に、予防の観点からも水筒持参を認めるべきだと考えますが、答弁を求めます。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 並議員の再質問、この9月にとっての暑さ対策とエアコンの設置につきましては、武井議員の答弁のところで述べたとおりでございます。

また、学校への水筒持参については、市内小・中学校8校のうち、6校が持参を認めています。認めていない2校については、学校長の判断で行っているもので、PTAなどからそういった要望があれば、学校側で対応について判断されることになっております。

以上で再質問に対する答弁とします。

〔1番議員挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 1番 並信行君。

○1番（並 信行君） 再々質問を行います。

午前中に行われた武井議員への回答では、暑さが厳しかったことは認めるが、学校の温度は10度から30度の範囲にあると考えていると答えられたように聞きました。聞き間違いでしょうか。これは矛盾しているのではないのでしょうか。武井議員は、現実に30度を超えていたことを具体的に説明をされました。これまでの暑さと質が違うことをまず自覚していただきたいと思います。

また、エアコン設置は、県下の状況を見ながら検討するとも言われましたが、よそがやっているのを見てから考えるということでしょうか。この夏の猛暑を教訓に、来年を見据え、学校環境衛生基準の示す数値に近づける努力をきちんとするのか、初めから金がないからあきらめ、天に暑くならないように祈るだけなのか、どちらなのか、これだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（佐藤好夫君） 教育次長兼教育総務課長 藤田裕明君。

○教育次長兼教育総務課長（藤田裕明君） 並議員の再々質問にお答えいたします。

学校では、子供たちの環境を考えることはもちろんでございますが、やっぱり適温といえますのは30度までが望ましいというふうに私たちは思っております。それで、やっぱり夏休みというのがございまして、それが過ぎれば当然2学期が始まりまして、暑い日も多少はあるかと思えます。ですけれども、学校としては、そういった暑さに対しても、やっぱり耐える力を子供たちにつけさせるということも大事だろうというふうに思えます。

さらに、並議員が言われておりますクーラーの設置につきましても、県下でも先ほど言いましたようにつけている学校は大変少ないです。予算のことも言われましたが、それも事実あります。ですが、よその状況も見ながら、私たちとしてもこれから検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 以上をもちまして、市政に対する一般質問を終わります。

ただいま議題となっている認第1号から議第53号までの20案件につきましては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ各常任委員会に審査を付託いたします。

なお、常任委員会は会期日程表に関係なく、総務常任委員会は9月17日午前10時から、民生教育常任委員会は9月21日午前10時から、産業建設常任委員会は9月22日午前10時から、それぞれ開催する旨、各常任委員長にかわって告知いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、あすから9月26日までの10日間、休会したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、あすから9月26日までの10日間、休会することに決定いたしました。

散会の宣告

○議長（佐藤好夫君） 本日はこれをもって散会いたします。

9月27日は午前10時から会議を開きます。当日の日程は追って配付いたします。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後3時05分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年9月16日

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫

署 名 議 員 武 井 牧 男

署 名 議 員 市 原 鶴 枝

平成22年9月27日

平成22年第6回美濃市議会定例会会議録（第3号）

議 事 日 程 (第 3 号)

平成22年 9 月 27 日 (月曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認第 1 号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認第 2 号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認第 3 号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認第 4 号 平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認第 5 号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認第 6 号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認第 7 号 平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認第 8 号 平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認第 9 号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 認第10号 平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定について
- 第12 認第11号 平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定について
- 第13 議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第14 議第46号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第15 議第47号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第16 議第48号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第17 議第49号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第18 議第50号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第51号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第52号 市道路線の認定について
- 第21 議第53号 市道路線の変更について
- 第22 閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

第 1 から第22までの各事件

出席議員 (1 4 名)

1 番	並 信 行 君	2 番	古 田 豊 君
4 番	森 福 子 君	5 番	山 口 育 男 君
6 番	佐 藤 好 夫 君	7 番	武 井 牧 男 君
8 番	市 原 鶴 枝 君	9 番	鈴 木 隆 君
10 番	岩 原 輝 夫 君	11 番	平 田 雄 三 君
12 番	日 比 野 豊 君	13 番	児 山 廣 茂 君
14 番	野 倉 和 郎 君	15 番	塚 田 歳 春 君

欠席議員（1名）

3 番 太 田 照 彦 君

説明のため出席した者

市 長	石 川 道 政 君	副 市 長	加 納 和 喜 君
教 育 長	森 和 美 君	総 務 部 長	平 林 泉 君
民 生 部 長	梅 村 健 君	産 業 振 興 部 長	宮 西 泰 博 君
建 設 部 長	丸 茂 勝 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	瀬 瀬 恒 雄 君
教 育 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	藤 田 裕 明 君	総 務 課 長	西 部 真 宏 君
秘 書 課 長	市 原 英 樹 君		

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	平 野 廣 夫	議 会 事 務 局 長	井 上 司
議 会 事 務 局 記 書	長 屋 充 宏		

開議の宣告

- 議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

-
- 議長（佐藤好夫君） 本日の日程は、お手元に配付したとおり定めました。
-

第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、9番 鈴木隆君、10番 岩原輝夫君の両君を指名いたします。
-

第2 認第1号から第21 議第53号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

- 議長（佐藤好夫君） 日程第2、認第1号から日程第21、議第53号までの20案件を一括して議題といたします。

これら20案件について、各常任委員会における審査の結果を求めます。

最初に、総務常任委員会委員長 平田雄三君。

- 総務常任委員会委員長（平田雄三君） おはようございます。

今期定例会において、総務常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月17日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、総務常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第50号 美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

- 議長（佐藤好夫君） 次に、民生教育常任委員会副委員長 森福子君。

- 民生教育常任委員会副委員長（森 福子君） おはようございます。

今期定例会において、民生教育常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月21日午前10時から委員4名の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号 平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号 平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号 平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号 平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号 平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、民生教育常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第46号 平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第49号 平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第51号 美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、産業建設常任委員会委員長 日比野豊君。

○産業建設常任委員会委員長（日比野 豊君） おはようございます。

今期定例会において、産業建設常任委員会に審査を付託されました各案件につきまして、去る9月22日午前10時から委員全員の出席を得まして委員会を開催いたしました。

慎重に審査を行いました、その経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

最初に、認第1号 平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号 平成21年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号 平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号 平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第11号 平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中、産業建設常任委員会の所管に関する事項を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答・討論の後、採決の結果、挙手多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第47号 平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第48号 平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）を議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・応答の後、討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第52号 市道路線の認定についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第53号 市道路線の変更についてを議題とし、関係職員から詳細にわたり説明を受け、質疑・討論なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。

○議長（佐藤好夫君） 以上で各常任委員会委員長の報告は終わりました。

ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 特に質疑はないものと認めます。よって、委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

2番 古田豊君。

○2番（古田 豊君） 皆さん、おはようございます。

私は、市民クラブを代表して、議第45号 平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）の款7 商工費、項1 商工費、目3 観光費の市観光イメージPR経費262万9,000円について、反対討論を行いたいと思います。

最近、国の方針に基づいて日本全国で観光、観光と観光ブームであります。美濃市も美しい山や川に恵まれ、自然や風格のある歴史や文化が数多くあり、観光事業に取り組んでいくことには賛成ではあります。市長は、平成22年度施政方針で、観光の振興において、国の内外からの交流人口増加による活力のにぎわいのあるまちづくりは重要な施策であると言われ、特に国際化の時代であり、外国人誘客を図るため、外国語表記のパンフレットや案内標識など受け入れ態勢の強化を図りますと言っておられます。本当に重要な施策と言われるなら、なぜ年度途中で市観光イメージPR経費262万9,000円を補正しなければならないのか。今から予算を上程し、今年度どれだけの成果が得られるのでしょうか。費用対効果を考えるといささか疑問であります。

本来、当初予算に上程し、今年度、何度も海外出張されたときに広く国内外にPRし、観光客の増加に努めるべきものであり、今からつくっても今年度には間に合わない。また、DVDは100枚つくられるそうですので、1枚が約2万6,000円というとんでもない高価なDVDです。財政難で、もったいない運動や職員の削減や予算の削減をされているときに、そのような経費はもったいない。そういう点から考え、市観光イメージPR経費262万9,000円には反対であります。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に認第1号について、各委員長報告は原案を認定であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第1号は各委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第2号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第2号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第3号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第3号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第4号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第4号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第5号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第5号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第6号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第6号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第7号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第7号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第8号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第8号は委員長報告のとおり決定い

たしました。

次に認第9号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第9号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第10号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第10号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に認第11号について、委員長報告は原案を認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、認第11号は委員長報告のとおり決定いたしました。

次に議第45号について、各委員長報告は原案を可決であります。本案を各委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、議第45号は各委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第46号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第46号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第47号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第47号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第48号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第48号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第49号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第49号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第50号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第50号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第51号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第51号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第52号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第52号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に議第53号について、委員長報告は原案を可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第53号は委員長報告のとおり可決いたしました。

第22 閉会中の継続調査申出書について

○議長（佐藤好夫君） 日程第22、閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、総務常任委員会委員長、民生教育常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長から、美濃市議会会議規則第102条の規定により、所管事項について閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。この定例会の会議に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤好夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成22年第6回美濃市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時29分

市長あいさつ

○議長（佐藤好夫君） 閉会に当たり、市長のあいさつがあります。

市長 石川道政君。

○市長（石川道政君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第6回美濃市議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言あいさつを申し上げます。

このたびの定例会におきましては、平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初めとする21件の議案につきまして、慎重に御審議を賜り、いずれも原案のとおり承認及び議決をいただき、まことにありがとうございました。

会期中に議員各位から賜りました御意見、御要望につきましては、これを十分尊重し、検討の上、市政に反映するよう努力する所存でございます。

9月の連休期間中は天候にも恵まれ、うだつの町並みや長良川は多くの人出でにぎわい、特に道の駅「美濃にわか茶屋」においては、3周年感謝祭のイベントが行われたこともあり、連休中は大変な盛況でありました。

10月になりますと、美濃和紙あかりアート展を初め、福祉・健康いきいきフェア、市民ふれあい消防祭、あるいは11月には産業祭の開催など、多くのイベントを予定いたしております。議員各位には、今までと同様に格別の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、民主党の代表に再任された菅首相による新しい内閣が9月17日に発足しました。菅首相の再任に当たって、私は岐阜県市長会長の立場からコメントを求められ、「地方主権の確立、いわゆる国と地方の対等な関係をしっかりと築くとともに、地方経済や雇用問題を初め、新年度に向け地方交付税、一括交付金、子ども手当などの財政を勘案した取り組みや対策にすぐ取り組んでほしい」とのコメントを発表いたしました。

市政の運営につきましても、新内閣の動向を見守りつつ、財政負担の増加など地方への影

響が懸念される場合には、全国市長会等を通じて国に要望するなど、積極的な対応を行ってまいります。

この夏は、観測史上類を見ない猛暑でしたが、このところ朝夕は涼しくなり、秋の訪れを感じられるようになってまいりました。議員各位には、何とぞ健康に留意され、市政進展のため一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤好夫君） 本定例会には、平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定を初め重要案件が提出されましたが、議員各位の熱心な審議により、ここにすべての案件を議了することができました。議事運営に対する御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。執行部におかれましては、成立した案件の執行に当たり、議会の意向を十分に尊重されまして、市政進展に尽くされますようお願いを申し上げ、閉会といたします。

本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成22年9月27日

美濃市議会議長 佐藤好夫

署名議員 鈴木隆

署名議員 岩原輝夫

総務常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
議 第 4 5 号	平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 5 0 号	美濃市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成22年9月17日

総務常任委員会委員長 平 田 雄 三

美濃市議会議長 佐 藤 好 夫 様

民生教育常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	結果
認 第 1 号	平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 2 号	平成21年度美濃市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 3 号	平成21年度美濃市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

認 第 4 号	平成21年度美濃市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 8 号	平成21年度美濃市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 9 号	平成21年度美濃市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 10 号	平成21年度美濃市病院事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 45 号	平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 46 号	平成22年度美濃市老人保健特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 49 号	平成22年度美濃市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 51 号	美濃市立学校設置条例の一部を改正する条例について	原案可決

平成22年9月21日

民生教育常任委員会副委員長 森 福 子

美濃市議会議長 佐藤好夫様

産業建設常任委員会審査報告書

委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第101条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	結 果
認 第 1 号	平成21年度美濃市一般会計歳入歳出決算の認定について中所管部に関する事項	原案認定
認 第 5 号	平成21年度美濃市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 6 号	平成21年度美濃市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定

認 第 7 号	平成21年度美濃市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
認 第 11 号	平成21年度美濃市上水道事業会計決算の認定について	原案認定
議 第 45 号	平成22年度美濃市一般会計補正予算（第4号）中所管部に関する事項	原案可決
議 第 47 号	平成22年度美濃市簡易水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 48 号	平成22年度美濃市下水道特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議 第 52 号	市道路線の認定について	原案可決
議 第 53 号	市道路線の変更について	原案可決

平成22年9月22日

産業建設常任委員会委員長 日比野 豊

美濃市議会議長 佐藤好夫様